

令和4年度 半田市補助金等判定会議要旨

令和4年10月5日（水）、6日（木）半田市役所庁議室において、補助金等判定会議（市民委員審査）を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委員（敬称略）
議長 山本 卓美
市民委員 3名
庁内委員 山田 宰
坂元 照幸

担当課

10月5日 生涯学習課、スポーツ課、観光課、高齢介護課、産業課
10月6日 産業課、生涯学習課、都市計画課、健康課、子育て相談課、
学校教育課、秘書課、防災安全課

事務局（総務課）

課長 山本 勇夫
主査 園田 美穂
書記 小笠原 裕一

目次

【10月5日（水）】

1. 「半田市文化協会事業費補助金」(生涯学習課)	…	1頁
2. 「スポーツ協会スポーツ振興事業交付金」(スポーツ課)	…	8頁
3. 「はんだ山車まつり開催費補助金」(観光課)	…	14頁
4. 「シルバー人材センター補助金」(高齢介護課)	…	20頁
5. 「中心市街地活性化ビジョン推進事業補助金」(産業課)	…	25頁
6. 「中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金」(産業課)	…	29頁
7. 「商業施設助成事業費補助金」(産業課)	…	35頁
8. 「商店街活性化事業費補助金」(産業課)	…	40頁

【10月6日（木）】

1. 「商工業振興事業費補助金」(産業課)	…	44頁
2. 「青少年健全育成活動補助金」(生涯学習課)	…	50頁
3. 「ふるさと景観づくり推進事業補助金」(都市計画課)	…	55頁
4. 「地域介護予防活動支援事業補助金」(健康課)	…	60頁
5. 「不妊治療費助成金」(子育て相談課)	…	66頁
6. 「私立幼稚園特別教育事業費補助金」(学校教育課)	…	69頁
7. 「高等学校等入学準備補助金」(学校教育課)	…	76頁
8. 「国際交流協会活動補助金」(秘書課)	…	81頁
9. 「地震対策資機材等整備費補助金」(防災安全課)	…	86頁

開 会（市民委員審査：令和4年10月5日（水） 午前9時）

生涯学習課 補助金－1 半田市文化協会事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、多くの市民が文化芸術に触れられる機会を創出し、市民の文化意識の醸成と文化芸術の振興を図ることを目的として、半田市文化協会に支給するものです。文化協会は昭和54年に設立され、長年にわたり本市の文化振興に一定の役割を果たしており、長期的、継続的な交付が必要と考えております。

令和5年度の協議額は125万円で、令和4年度の予算を基本としつつ、現在の会員数等の実態を加味して部門活動費を3万円減額しております。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として、2点ご意見をいただきました。「1・文化協会との検討会議において、補助金の在り方を引き続き検討すること」、「2・事業費の使途の明細等について提出を求め、補助の趣旨に沿った適切な執行がされているか、主管課が確認する体制を整えること」。この2点につきましては、実績報告と今年度の交付決定を行う際、文化協会事務局に事業の明細書等を求め、必要な書類が添付されているか、適切な執行かどうかを確認しました。

文化協会は高齢化や新型コロナウイルスの影響により会員の減少、会費収入の減少で厳しい運営が続いております。それに対し、ひとすじの希望として、中学校部活動の地域移行により、地域の文化活動の受け皿としての役割を担える可能性があり、これを協会運営の見直しの機会ととらえ、その在り方を今年度から検討していくこととしております。こうした可能性について、市と文化協会と意見交換の場を既に1回設けており、受け皿として前向きな回答をいただいております。今後、文化協会の意義を改めて見出し、適切に支援してまいりたいと考えています。

また、事前にいただきました質問事項に対する回答について説明させていただきます。芸術祭等の事業費補助金は、協会を市から移管する以前から実施していた事業を継続的に実施できるよう交付しています。芸術祭費100万円については、こうした継続的に実施してきた事業として位置付けられた芸術祭に対する交付です。部門事業費20万円についても、邦楽部と芸能部が同じく継続的に実施してきた合同発表会に対する交付であり、いずれも継続的に実施してきた事業という位置づけにより補助対象としております。

【質 疑】

（委員）邦楽部と芸能部が別途事業部門費としており、例えば12ページの令和2年度決算報告支出の部の4では、文化共済事業補助金で芸術祭の予算が

107万円、機関誌が13万円、合計すると120万で、令和3年度決算報告支出の部の4、文化共済事業補助金の芸術祭費100万と部門事業費20万の合計120万円で結局同じですが、区分が変わった理由がありましたか。

(担当課) 芸術祭費は市から100万円という限度額を設け、限度額内でやりくりし、超えた費用は文化協会で負担することとしています。

(委員) 部門事業費として令和3年から20万円に金額が変更されたということでしょうか。

(担当課) 部門事業費は文化協会の運営規程に定められている内容になります。運営規程の第2条に部門事業として、事業に要する一部を支出しており、その金額は10万円としています。そのため、邦楽部門と芸能部門の二つの事業で20万円を支給しております。

(委員) 以前からそうでしたか。

(担当課) 規定は以前から変わっていません。

(委員) 令和2年分だけ芸術祭費が107万円、機関紙費が13万円と区分が変わっているのは何故でしょうか。

(担当課) 令和2年度は機関誌へ計上する予定でしたが、この機関誌は広報部門が担当でした。広報部門の会員は、いずれも高齢の方が担当で、機関紙が作れない状況に陥り、それ以降機関紙金額は、削除しました。

(委員) 令和3年度途中から変わりましたか。

(担当課) その通りです。

(委員) 令和3年度と同じようにまた令和5年度分も引き続きということですか。

(担当課) その通りです。

(委員) 12ページの支出の部で消耗品費と雑費があります。令和2年度は様々な事情で全体の支出が一気に減ったことは理解できます。しかし、消耗品費と雑費だけは、例えば消耗品は予算1万円に対して3万4,000円の支出、雑費は予算1,000円に対して3万7,000円の支出と、この項目だけが非常に支出がありますが、これは何か理由がありましたか。

(担当課) 消耗品費の支出の増額については、新型コロナウイルスの影響で色々な事業を中止せざるを得ない状況の中、部員や会員の皆様に手紙や通知文書を多く送付したためと聞いております。

(委員) 雑費はどうでしたか。

(担当課) 雑費は備考欄に駐車場や振込手数料の記載があります。会員の皆様が雇

宿ホールをはじめとした施設会場で会議を開く際の駐車場代を支給したためです。大勢の皆様が集まったのか、もしくは回数を分けて会議を開いたと考えられます。

(委員) 予算の立て方が甘かったということですか。

(担当課) コロナウイルスの影響に関して、考え方が甘かった可能性が高いです。

(委員) 令和2年度の芸術祭費は107万円の予算、機関紙費は13万の予算が計上されていますが、それ以前の予算はどうでしたか。令和3年は部門事業費として20万円予算が確保されています。邦楽部門と芸能部門の二つの部に補助されていますが、ほかの部との公平性はどうなっていますか。

(担当課) 文化協会は全部で6部門活動があり、部門事業費は以前から芸能部と邦楽部の事業に対して支出していました。ほかの部門との調整は、文化協会の理事会が決定する機関で諮られて事業が決定します。そこで部門間の調整がされています。

(委員) 令和3年度の会計ですが、決算額の中で雑収入とありますが、内訳を教えてください。

(担当課) 申し訳ありません。把握していません。

(委員) 新たな活動としてやられているものであれば、頑張っていると感じました。

(担当課) ありがとうございます。

(委員) 文化協会には随分長く補助していますが、半田市にとって文化の振興はどのような位置づけで、どのような目的、目標を持って取り組んでいますか。

(担当課) 生涯学習課は昨年度、半田市文化振興計画という大きな計画を立てました。国が文化振興を継続的に支援し、各市町の人々のつながりやまちづくりに文化振興を役立て欲しいということで、文化振興の法律を改正しました。この改正の中で、市町も文化振興についての計画を努力義務で作っていく形になり、半田市も計画を作成しました。半田市の計画では、雁宿ホール等で行う活動だけでなく、市民の方がまちなかで身近に文化に触れていただき、豊かな市民生活に結びき、人づくりやまちづくりに役立てていくといった目標を持っています。

(委員) まちなかで文化に触れる機会を多くする、とのことですが、文化協会の活動のこういったところに補助金を支出したいとの思いがありますか。

(担当課) 文化協会は6部門あり、それぞれの団体が雁宿ホールだけではなく各地域の公民館でも活動しています。地域に根づいた公民館で地域の方たちと触れ合いながら、もしくは自分たちの芸を紹介しながら触れ合っていく。それが文化の醸成につながっていくため、文化協会の補助金は市の文化醸成にも役に立つ

ているのではないかと考えています。

(委員) 公民館での活動は補助金の対象として入っていますか。

(担当課) 活動については資料 1 2 ページ、4 番の右側に部門活動費 3 4, 4 5 0 円とあります。こちらが各 6 団体、6 部門に対する、文化協会からの活動費で、会員数に応じて支給をするものになります。それによって僅かですが各部門が活動の糧にしております。

(委員) 中学校部活動の地域移行の可能性があるとのことですが、それは具体的にこの補助金とどれぐらい関係があるものになりますか。

(担当課) 金額について、どの程度影響があるかは未知数です。

(委員) 子供の会員が多くないことが令和 3 年度の部門活動費でわかりますが、将来的に子供の会員を増やすことを考えているのか、高齢の方たちの生きがいというところでの活動という形で捉えているのか教えてください。

(担当課) 部門活動費の明細、会員数を見ると、子供会員 2 7 名います。子供会員の人数を多くしていきたいという思いは、市と文化協会共通の思いです。親子で活動ができる部門もあるため、大人の会員数も併せて増やしていけたらとの考えであります。

(委員) 文化協会として中学校の部活への移行はどういう関わりをイメージしていますか。

(担当課) 例えば運動部では、地域のスポーツクラブなどが受皿となることが考えられます。文化部では、今文化部に入っている生徒、もしくは運動部だけ、休日だけ文化部の活動をしたい生徒もいると思います。文化協会は 6 部門あり、各団体が登録されているため、ある程度の受皿になるのではないかと考えています。

(委員) 受け皿というのは、講師を派遣するのではなく、生徒が文化協会に入って活動するという意味でしょうか。

(担当課) まだ具体的なイメージはできていません。

(委員) どのようなイメージを持っているかわかりません。

(担当課) 文化協会の会員になるかならないかは本人と保護者の考えによります。部活プラス休日の地域での活動となると、会員費などが別途かかる可能性があります。その会員費を払って文化協会に加入するかどうかは保護者や本人の考えもあるため、そこについてはこれから話を進めていきたいと考えています。文化協会が地域の受皿になれるのではないかとということで進めています。

(委員) 部活動の受皿にするとしたら、現状の予算はほぼ発表会用で、子供会員を指導する人がいません。指導者に対する費用も必要ですが、そこにシフトしていく考えでしょうか。

- (担当課) そこまでまだ話を進めていません。
- (委員) それを進めないと地域移行に繋がっていかないと思います。
- (担当課) ただいま文教厚生委員会で、閉会中の調査事項として部活動の地域移行を生涯学習課、スポーツ課、学校教育課で進めています。現段階では運動部を中心に話を進めていますが、文化部も同じタイミングで移行していく方針になっており、運動部の目途がいたら文化部も具体的に進めていくという形にしています。先手を打って生涯学習課として、スキームを考えていかないといけないと考えています
- (委員) 生涯学習課がアプローチをするならば、生涯学習課が目指す姿や思いをお聞きしています。現在文化協会は発表会に対して補助を出していますが、今度から180度変わってしまいます。地域移行の受皿とするなら、生徒たちに教える先生的な役割の方の費用は生徒たちが払うのか、市が補助するのかどのようなイメージを持っていますか。
- (担当課) 市が誘導して、文化協会を盛り上げる形にしていきたいと思っていますので、この補助金の在り方も再度構築しなければならないと考えています。しかしまだ具体的に話を進めていません。生涯学習課の考えとして、まず部活動の地域移行の受皿として文化協会を活用し、それに合わせた補助金の制度設計についても考えたいと思っています。
- (委員) これから地域移行していくとのことですが、中学校側の意見はどのように取り入れていますか。
- (担当課) 委員会の中では、令和5年度に生徒・保護者へ通知し、6年度、遅くとも7年度から地域移行を目指すという形で進んでいます。保護者、生徒、学校の先生にアンケートとります。学校の先生に対しては、休日の指導をしたいかどうかをアンケートでとらえていこうと考えています。そのアンケートの結果をもとに方向性を導き出し、校長会等で話を進めていく予定です。
- (委員) 今年度は、まず1回会議開いたとのことですが、今後どの程度の頻度で会議を開く予定でしょうか。令和6年で移行するとなるとかなり急だと感じます。
- (担当課) 委員会では一つの基本方針として、令和6年度、遅くとも7年度に、市の部活動のガイドラインの変更を考えています。学校の部活動は平日のみとして、土日祝日の部活動は地域に移行していくことを考えています。遅くとも令和5年度中に生徒や保護者には、部活動の地域移行の可能性があると説明をしていく予定です。それに伴い学校側との調整も今年度中から始めていく予定となっています。

- (委員) 会議を何回開催する等の予定は全く決まっていますか。
- (担当課) 文化協会との打合せですが、毎月の理事会を雁宿ホールで行っているため、理事会に合わせて行いたいと考えています。
- (委員) 中学校に対しては個別に意見を求めるのか、まとめて取りまとめるのかどちらですか。
- (担当課) 具体的に決まっています。
- (委員) 令和5年度の補助金としては、発表会等の補助でしょうか。
- (担当課) 今までどおりの文化協会の発表会や作品展などに支給する補助金として考えています。
- (委員) 身内だけでは組織が縮んでしまうため、中学校の活動を取り入れるのは、全体的に見た場合発展性があるため、積極的に行っていくべきだと思います。令和5年度は漠然としておりスケジュールリングされていませんが、進めていってほしいと思います。
- (委員) 令和5年度の芸術祭の計画はどのようになっていますか、前年度や従来よりも発展した形を考えているかを教えてください。
- (担当課) 現在文化協会の理事や会長と協議している最中です。令和4年度の芸術祭は12月に行う予定で雁宿ホールを押さえています。しかし、この2年間コロナウイルスの影響で芸術祭を開催できていなかったという実態があり、会員数も減少しているため、実施するか否かを協議中です。今年度も中止にする可能性があります。それを受け、令和5年度の芸術祭はどうするのかを検討していくうえで、部活動の地域移行のことや文化協会の活動を市民にアピールしたい、活動団体の存在を周知していきたいという考えはあるため、令和5年度は、コロナ禍においても上手に開催できる形を考えていきたいと思っております。
- (委員) 会員数に関してお聞きします。令和5年度は会員数の減少を加味して125万に金額を変更しており、決算報告書を見ると会費も予算額より下回っています。入会金も全く入っていない状態で、今後も右肩下がりでは会員数は減少すると思いますが、現在どれぐらいの人数が入会されていますか。
- (担当課) 資料10ページ右側に令和3年度の部門活動費の表がありますが、1番下に会員数358人とあります。ただし注釈があり、部門名に会費納入会員数とあり、年会費を払っている方の人数になっています。中には年会費を払わず休会している方もいますが、休会中の方や名前だけ連ねている方はこの数字に含まれていません。
- (委員) 大人100円との記載は年会費でしょうか。

- (担当課) 部門活動費として各 6 団体に文化協会から支給する金額で、1 人につき大人 1 0 0 円、子供 5 0 円支給します。
- (委員) 年会費はいくらでしょうか。
- (担当課) 入会金は個人が 5, 0 0 0 円、団体が 1 0, 0 0 0 円です。年会費は個人が 2, 0 0 0 円、団体は、3, 0 0 0 円に大人の会員数 1 人につき 1, 0 0 0 円、子供の会員数 1 人につき 2 0 0 円を加えた金額になります。
- (委員) 部門別の中にそれぞれの会やクラブが入っていますか。
- (担当課) 6 部門の中に、更に幾つか会が所属しています。
- (委員) 資料は協会全体の会計ですが、部門別の精算についての報告は事務局で確認していますか。
- (担当課) 詳細な書類は資料にありませんが、事務局と確認をして根拠はとっています。過去の補助金等判定会議でも、文化協会の補助金の管理方法や提出方法がずさんとの意見をいただいています。それを踏まえて、今年度は、文化協会の事務局と実績報告を出すタイミング、令和 4 年度の交付申請を出すタイミングで会議を開き、詳細な事業の報告と書類について確認をしました。
- (委員) 事業成果で実績値 3 0 0 人や 5 0 0 人の目標値を立てていますが、これは関係者の出入りも含まれていると思います。市民に文化と触れ合う機会を、と目標を掲げていますが、事業費に対して目標値が低いと感じます。
- (担当課) 重々承知しています。新規のお客様が少なく、固定客が多いのが実情です。会員の口コミなどで来ていただく事が多いですが、それに対して市も文化協会の芸術祭について、何かしらの形で P R をしていきたいと考えています。
- (委員) このような活動は、やはり多くの方に知ってもらうことが大事だと思います。機関紙を中止してしまいましたが、それに代わる手段で活動の周知をしないと単なる個人の趣味の集まりになり、そこに市がお金を払うのかとの議論になってしまいます。口コミに頼るだけでは世代が変わらず、同じ仲間同士の周知になってしまいます。広く発信することで全く興味がなかった人が、何かのきっかけで知ることになると思いますので、発信することに対して団体の皆さんにも意識してもらったほうが良いと思います。
- (担当課) 承知しました。
- (委員) 従来通りの文化祭ではなく、文化振興を広げていくという面で、令和 5 年度の芸術祭を若い方に取り組む意義とか、啓発というところで、新たな取組を入れていただけるような、提案は可能でしょうか。今後もコロナ禍がまだ収まらないという可能性もあります。しかし感染症に考慮しながら今まで通りと同じ活動をし

ていくのならば、あまり発展性がないと考えます。会員の高齢化もありますが、何かしら工夫をする姿勢が見られれば良いと考えています。

(担当課) 承知しました。前向きに取り組みます。

【審査結果】 承認：A2（条件承認）

- ①文化協会の決算内容を主管課として適切に確認すること。
- ②学校部活動の地域移行について、主管課としての立ち位置を明確にし、各中学校と文化協会との調整を進めること。
- ③文化協会の活動について、広い世代に意義や取り組みを理解してもらうため、積極的な広報活動を実施すること。また、文化振興の発展のため、新たな工夫や新しい事業の創出を検討すること。

スポーツ課 交付金－1 半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金について、説明させていただきます。資料は19ページから35ページまでとなります。

19ページをお願いします。交付の対象となる団体は「半田市スポーツ協会」でございます。

半田市スポーツ協会は、市内の各スポーツ団体を総括し、体育の振興とスポーツの普及に努めることなどを目的に昭和22年に設立され、現在22種目の団体が加盟しています。

この交付金は、スポーツ基本法第34条及び半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金交付要綱により、スポーツ協会が主催する「半田市民スポーツ大会」、一般の部15種目、中学生の部14種目で、例年5,000人前後が参加する大会費用の一部として活用されています。

交付金による効果といたしましては、大会参加者の金銭的負担の軽減や円滑な大会運営が図れ、競技力、スポーツ実施率の向上などに繋げ、気軽にスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現を目指すスポーツ振興事業の一環としています。また、交付金を受ける「半田市民スポーツ大会」は古くから開催されている伝統のある大会であり、今後も継続的に実施していきたいと考えております。

交付金の内訳は、役員・審判手当、試合球などの大会消耗品、賞状、保険料などに使用され、大会総事業費と事務局が支出する需用費の合計額から大会参加費を減じた額

の90%を上限額としており、来年度の協議額についても、過去の実績を参考に前年度までと同額の225万円としております。

なお、新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、助成金の交付後に大会が中止や縮小となった場合は、各競技団体において、それぞれ事業費を精算し、返金させています。

また、事前に頂戴いたしましたご質問の「過去の決算や今年度予算において、収入支出が100%の同額であり、そうだとすると90%の協議額ではないのでは、また、上限を225万円とし、支出額の90%までを交付するのか」についてですが、恐らく資料の26ページから30ページの決算書や予算書を見てのご質問だと思いますが、この決算書や予算書は、あくまでも半田市スポーツ協会のものでございまして、半田市スポーツ協会は、半田市から交付された交付金を、半田市スポーツ協会に加盟する各競技団体に大会運営費として助成しているもので、それぞれの大会の運営には、この助成金のほかに各団体からの拠出金や参加費などが含まれており、今回、審査をお願いしています協議額は、19ページ右下の積算根拠に記載のとおり大会総事業費に大会需用費を加算したのから大会参加費を減じた金額を基準額とし、その90%の金額を協議額とするもので、交付額の225万円は、過去の実績から算出したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

【質 疑】

(委 員) 協議額は、90%になるように積算していますか。

(担当課) その通りです。

(委 員) 数字のつながりを教えてください。19ページ右下の積算根拠では、令和3年度の大会総事業費が260万6,040円とあります。その事業費は決算書ではどれにあたりますか。

(担当課) 資料25ページをご覧ください。こちらが令和3年度の半田市民スポーツ大会の事業実施報告書です。下の表のちょうど真ん中に①大会総事業費260万6,040円とあり、これが19ページの大会総事業費になります。各競技団体で市民大会を実施し、大会の総事業費用が表記の金額です。

(委 員) 資料25ページの260万6,040円は、28ページ決算書のスポーツ大会費に含まれていますか。

(担当課) 半田市民スポーツ大会費は、資料28ページ右側に決算額が162万5,143円とあります。これはスポーツ協会として各団体に支出した金額です。金額が若干異なりますが、各団体からの拠出金もありイコールの数字にならず、助成金の額と事業費の9割は必ずしも一致しませんが、それを上限としています。

- (委員) 総事業費と需用費の合算から参加費を除いた額の大会費の90%を交付しますか。
- (担当課) 協議額というより限度額であり、その金額が164万7,730円です。
- (委員) 令和3年度は、164万7,730円を半田市から交付したということですか。
- (担当課) 交付額ではなく、限度額となります。
- (委員) 資料19ページの積算根拠ですが、決算の数字も基にしているならば、164万7,730円と、資料28ページ、収入の部の交付金の決算額が一致するはずですが、決算の数字と違うのはなぜでしょうか。
- (担当課) 基準額は大会総事業費と需用費から、参加費を除いた金額の90%であり、今回の交付金として協議をお願いしている金額です。令和3年度の164万7,730円は、あくまで基準額の90%の上限額になり、仮定の金額になります。しかし、実際に大会で用いられた決算額は、大会参加費等を除いた各団体が大会に要した費用で、資料28ページに記載の162万5,143円で、先程の上限額を下回った金額となっております。協議額を算定する積算基礎の数字が、令和3年度については大会総事業費が①260万6,040円、大会需用費が②14万9,092円、参加費が③92万4,320円です。①+②-③が、183万812円で、これの90%が限度額になります。限度額ですので、必ずしも決算額とイコールにはなりません。
- (委員) 令和3年度の予算額は225万円ですが、決算額は162万5,143円とあります。その金額は資料20ページにある令和3年度の交付額162万5,143円と一致します。資料19ページ積算根拠に決算額でも予算額でもない金額を記載しているのはなぜですか。
- (担当課) それはあくまでも積算基礎です。
- (委員) 積算基礎ならば、決算額の積算基礎を載せるべきです。
- (担当課) 資料28ページの市民スポーツ大会費の交付金の決算額は、162万5,143円ですが、予算額の228万円を先に各団体へ交付しています。しかし、令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響で、大会の中止を余儀なくされた団体が多くあり、開催されなかった競技も多くあるため、この決算額となっておりますが、過去の大会の規模からも令和5年度の協議額は、225万円をお願いしています。協議額は、あくまでも限度額だとお考えください。
- (委員) この90%の根拠は、なんですか。

- (担当課) 90%の根拠ですが、過去の大会から今の計算方法で積算すると、大体9割程度の金額になります。しかし、まれに大会事業費が大きくなると、限度額は、実際の90%の金額よりもかなり少ない金額での交付で決算することもあります。
- (委員) 資料19ページですが、協議額として225万円とした根拠を積算根拠に記載しないとわかりません。
- (担当課) 金額が1番近い令和元年度では基準額を計算すると244万円になり、その90%が219万8,709円になります。この年度も当初の交付額が225万円でしたが、そこまでは使わず、スポーツ協会への交付額は219万円で収まりました。
- (委員) 積算根拠に予算額と決算額以外の数字は積算基礎に必要ありません。決算額を記載し、令和2年度、3年度の決算額はコロナの影響で参考にならず、令和元年度の決算では219万8709円を執行しているため、令和5年度はコロナが終息することを見越し、225万円の予算が必要です。というような説明がなければなりません。決算から見ても数字が一致しないため、市民委員さんに不信感を抱かれてしまう恐れがあります。記載の内容を整理してください。
- (担当課) 承知しました。整理します。
- (委員) 資料29ページ、令和4年度の収支予算で、令和3年から会員数が減少していますが、理由はありますか。
- (担当課) スポーツ協会に加盟している団体が22あり、会員は子供を含まず大人だけになります。各団体、高齢を原因に退かれる方がいる一方、それに比して若い方がなかなか入ってこない実情も影響しています。各団体から報告いただいた正会員数を記載しています。
- (委員) 会員数が減少していることは、スポーツ協会、スポーツ課としてスポーツ振興の面でどのように考えていますか。
- (担当課) 市民のスポーツ大会以外の大会や催しも含め、盛大に開催したいと考えています。それが会員の増加にもつながると思います。承認をいただければ、今回の助成金も例えば90%の上限を撤廃し、各団体に交付金として活用していただくことが可能であれば、大会で審判を多く配置することや、消耗品が買えることに繋がります。担当課で施策を検討したいと考えています。
- (委員) 半田市スポーツ大会（半田祭）と半田市民スポーツ大会との関連性はありますか。

- (担当課) 半田市スポーツ大会は市とスポーツ協会が主催の所謂半田祭であり、知多管内が対象の大規模な大会になります。市民スポーツ大会は各団体が半田市内の方を限定して行う小規模な大会で、委託と交付金とで性格を分けています。
- (委員) 私もスポーツ競技団体の運営の1人です。会費を払う一般社会人は年々減っているため、各競技団体の運営は苦しいです。普及活動に力を注いでも小学生や中学生から会費をいただけないため、やはり協会の運営は苦しい状況が続いています。受益者負担で、小学生や中学生から会費をいただくことも必要と思いますが、こういった交付金は必要なものだと思います。
- (担当課) 今委員が言われた青少年の育成ですが、スポーツ協会では一般会計予算とは別に基金を持っています。4年ほど前に個人の方から、青少年のスポーツの健全育成として1,000万円の寄付がありました。年間に3団体ほどから小、中学生を対象に新たに大会や研修会、講習会を実施したいとの申請がありました。今回の交付金とは別の話ですが、スポーツ振興として、上限はありますが、毎年数万円から十数万円ほど交付している実績もあります。
- (委員) 資料34ページに星野基金の運用規定に助成及び褒賞の金額が記載されています。項目を見ると毎年50万程度の支出があると感じましたが、預金残高はあまり減っていませんが、しっかりと運用されていますか。
- (担当課) 資料29ページの左側に令和3年度星野基金の決算書があり、支出の部で繰出金10万円の決算があります。これは先ほど委員が言われた、競技団体の子供の大会のために活用されました。既存の大会も多く、指導者や関係者が多忙なことや退会するなど、協会の運営が困難になり、年に数件の支出が実情ですが、この基金の活用自体は令和2年度から始まりました。そのため、各団体は他の団体の活用事例を受け、基金の新たな活用を考えている時期です。今後はこれらに係る大会の開催に対し、交付金は増える見込みです。寄付者の御遺志を十分に尊重し、活用していくものと考えています。年に数回開催される、スポーツ協会の常任理事会で、星野基金の活用についての審査を実施しています。事務局から、ぜひ活用してくださいとのアナウンスをしています。
- (委員) 令和2年度、3年度はスポーツ協会の活動が活発ではなかったため、基金の支援が少なかったとの理解でよろしいですか。
- (担当課) コロナウイルスの影響で基金の活用が少ないですが、今後は増えていくと認識しています。
- (委員) 決算書の内容は、半田市が支出した金額が記載されているとの理解で合っ

いますか。

(担当課) その通りです。

(委員) 参加費の収入は決算書に記載されていませんね。

(担当課) 決算書に記載はありません。

(委員) 決算書としては、半田市が負担した収入と支出の金額だけが記載されていますか。

(担当課) その通りです。団体の収支は各々の団体が管理しています。収支報告受け、中身を十分確認チェックし、適正か否かの判断をしています。

(委員) 決算書では、市民スポーツ大会の費用は把握できませんね。大会総事業費 260 万円は報告書に記載されますが、決算書には支出としての総費用の記載はされないのでしょうか。

(担当課) 団体毎ではなく、全てまとめたものが 25 ページの総事業費の数字です。

(委員) 資料 25 ページに総事業費があり、それを基に半田市スポーツ協会が負担した金額が決算書に収入と支出として記載されますか。

(担当課) その通りです。資料 25 ページ、下の表の 1 番右に各団体の拠出金の項目があり、各団体でその大会に用いた費用があります。そのため、スポーツ協会の決算書の金額と各団体競技の決算額が一致しません。

これ以外に事務局が消耗品費、保険代金等を支払っています。

(委員) 会計単位が各所に点在していますか。

(担当課) 決算は全て通帳に残高として記載されています。

(委員) 決算書を見ただけでは、市民スポーツ大会全体の費用や参加費も把握できませんね。

(担当課) その通りです。スポーツ協会から各団体に交付した金額が、令和 3 年度では 162 万 5,143 円です。

(委員) 資料 20 ページの交付実績等に令和 3 年度の交付額と 19 ページの積算根拠が一致しないため、決算額を基に積算根拠としてください。

(担当課) 決算額を基に計算します。参考として限度額を別段に記載します。

(委員) 混乱を招くため、限度額の記載は必要ありません。あくまでも次年度の補助金額を積算するに当たり、決算額を基に判定したいと思います。

(担当課) 見やすく簡潔に、過去の決算額を基に、次年度見込みで記載します。

【審査結果】 承認：A1（指示事項）

①協議額の積算根拠については、過去の決算額をもとに積算を行うこと。

観光課 補助金－５ はんだ山車まつり開催費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、5年ごとの市制周年記念の年に開催する市内の山車31両が勢ぞろいするはんだ山車祭りの開催費の一部をイベント実施主体となる実行委員会に補助するものです。

はんだ山車まつりは、市民山車組、経済界、行政が総力を挙げて取り組むイベントであり、本市が誇る山車文化を全国に発信し、半田市のイメージ向上やシビックプライドの醸成につながるとともに、50万人以上の来訪者等による経済効果も期待できるため、今回の第9回ははんだ山車まつりにおいても、補助金交付が必要と考えております。

なお、今回の協議額についてですが、前回の第8回は、総額1億円でありましたが、急激な物価高騰や新型コロナウイルスの感染予防対策、ごみの収集運搬処理費の新規追加等、総事業費の大幅な増加が見込まれるため、今回1,000万円の増額とさせていただきます。積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりでございます。

【質 疑】

（委 員） 成果指標に来場者数の記載がありますが、頭打ちになっていると感じます。例えば目標を100万人にした場合、何が懸念されますか。

（担当課） 現状イベントエリアの容量が限界に近い状況です。来訪者の輸送手段ですが、半田市内の各所に臨時駐車場を設けてシャトルバスを走らせていますが、無尽蔵に増やせる状況ではありません。名鉄やJRも満員の状況です。混雑状況は警察からも指摘を受けています。警備費用が高額なことや、イベントエリアのスペース的に無理なこともあり、記載の来場者数が限界と考えています。

（委 員） 来場者数を増やす考え方はないとのことですが、それでいいのでしょうか。

（担当課） 2日間開催を4日間開催にすれば、来場者数が増加することは考えられます。しかし、市の施設を多く使い、市民の方の利用も制限することになり、難しいと感じます。観光公害という言葉もあり、市民生活に多大な影響を与える可能性もあります。来場者数を増やせば経済効果も上がると考えますが、現状、警察との協議や現場対応する中では難しいと感じます。

（委 員） 現在の来場者数で良いということでしょうか。資料50ページにPR活動のデータがありますが、公式ウェブサイトやSNSによるPR事業で公式ウェブサイトの当日のアクセス数が10万件あり、とても多いと思う反面、フェイスブック、インスタグラム、ツイッターのアクセス数が少なく、若者のアクセスが少ないと感じます。

- (担当課) 資料の数字からは若者のアクセス数が少なく、P R 活動が複数あるとアクセス先が分散してしまうと感じています。祭りや山車に興味を持っている世代が年配の方が多く、客層に年配の方が多いのは仕方ない側面もあります。
- (委員) 資料を見ると若者はあまり関心がないと感じました。若年層をどう取り込んでいくかの検討が必要だと思います。来場者が頭打ちということは今後衰退してしまうため、来場者数を増やす手段を考えなければならないと思います。
- (委員) 資料 3 8 ページ前年度補助金等判定会議における承認条件又は指示事項に、演出等がマンネリ化しないように心がけて事業実施すること、と指示されていますが、次の令和 5 年に開催する山車まつりで、新しい演出等は考えていますか。
- (担当課) 7 月末に実行委員会が始動し、現在コンセプトづくりに取り組んでいます。実行委員会で意見を詰めることにはなりますが、半田の山車文化を発信するため、外部の団体を招聘しステージで披露する内容を止め、半田市に根づいた山車文化を発信していこうと考えはあります。懸念点は催しの規模が若干小さくなります。ミツカンさんの敷地をグルメショッピングゾーンとして使用していましたが、今回は使用できなくなります。そのため祭りのエリアが狭くなり、祭りの内容を取捨選択しなければなりません。半田の山車文化を全国に知ってもらうコンセプトを持ち、提灯に P R 装飾を施すという意見が実行委員会に出ています。半田の山車文化に根づいた演出を心掛けたいと思います。
- (委員) イベントでは様々な業者に委託しますが、委託業者は地元の企業と市外業者どちらが多いでしょうか。
- (担当課) 市役所の契約の仕組みと一緒に、市内業者を優先し委託しています。しかし、半田市内で調達できない場合は市外業者に委託しています。
- (委員) 資料 6 5 ページの積算表、歳出欄の警備運営委員会が会を追うごとに費用が増加していますが、今後も増加していきますか。
- (担当課) 警備計画提出時に警察から指示されます。重要ではない箇所は市の職員が警備しますが、来場者数が増加するとそれに伴いプロの警備員の費用も増加します。また、警備員が人手不足で、単価が値上がっており、第 7 回と第 8 回を比較すると前回比約 7 5 % 増加し、今後も費用の増加が見込まれます。
- (委員) おもてなし委員会は約 1, 0 0 0 万費用が減っていますが、これはどういう経緯がありましたか。
- (担当課) おもてなし委員会の業務が入れ替わっているため正確に把握していませんが、恐らく他の委員会と業務を入れ替えたためだと思います。

(委員) おもてなし委員会で減った費用は他の委員会で増加していますか。

(担当課) 恐らくその通りです。

(委員) 物価高騰や感染予防対策等で費用の増額を見込み、協議額を1,000万円上乗せされましたが、物価高騰の影響は他の団体もあり、他の補助金との均衡をとる必要があります。補助金の1億円を念頭に、他の収入の増加策、例えばクラウドファンディングや、更に寄附を募る考えはなかったのでしょうか。今回、協議額通り承認した場合、さらに4年後の第10回はんだ山車まつりは1億1,000万を基に協議額を考えていきますか。

(担当課) 物価高騰に加え消費税は当初3%でしたが、現在10%になり、コストカットを重ね何とかやってきました。山車組の給付金は当初150万円でしたが、どんどん下がり、現在100万円で、下げる限界が来ています。寄附金は現在大口の14社で約2,000万円あり、第8回と同額の寄付をお願いしていますが、4社から寄付金の減額の申出があり、2,000万円の内110万円程度は間違いなく寄付が減ります。また、寄付以外の協賛金も減ると予想しています。また、建設資材や人件費が高騰し、影響は避けられないことから今回1,000万円の増額をお願いします。今後建設資材や人件費が下がる事が現状考えられないため、第十回以降の協議額を1億円にするかは決算を見てから判断したいと考えています。

(委員) 今後も物価高騰が継続し、赤字決算が見込まれる場合には、どうしますか。

(担当課) 寄附金や協賛金の用途は来年の7月あたりになります。しかしその前に機材の発注やPR等は、予算が判明後に動いては間に合わないため、先んじて動き出しています。国や県の補助金の額は不明で、尚且つ交付金額の高低幅が大きいです。予算が不足することは絶対にならないとは言い切れません。そのため節約し、収入のめどが立った後で予算を使うよう意識していますが、毎回担当課は苦労しています。今回、どうしても支払い資金が不足する場合は、金融機関に一時借入れを依頼し、事業終了後に入金される国・県の補助金で返済することも手法として検討が必要と考えます。

(委員) 山車まつりはどの程度経済効果がありますか。

(担当課) 統計法上の計算で経済波及効果の計算方法があり、第8回では37億8,000万になります。しかし半田市にそれだけのお金が使われたわけではなく、愛知県内で波及した効果を算出したものです。

(委員) 経済波及効果の算出によると会社や団体に結構なお金が落ちているわけですね。

- (担当課) 市内業者の直接効果では、実行委員会の支出先の印刷業者、看板業者、電気工事屋等に発注した分が効果に出ています。また、会場周辺の店や祭りに出店した店では来場者の飲食があり、通常時とは違う効果が出ています。
- (委員) 経済効果を増やすことは大事ですが、潤った企業、団体に寄付をお願いするともう少しスムーズに集まりませんか。
- (委員) 会社に案内を送付し、伝手を使い寄付をお願いしています。また出店者から出店料をいただいています。寄付に関してはさっき言ったクラウドファンディングがありますが、返礼品が必要なことや、手間だけがかかる可能性もあります。対応する人員に余裕がないため、集金の為だけに労力かけられない事情もあり、バランスよくやっています。
- (委員) 資料 6 4 ページの収支決算ですが、第 7 回では愛知県からの補助金が 1, 1 4 0 万円、第 8 回では文化庁から 1, 1 8 7 万円、愛知県から 3 0 0 万円とあり、金額にばらつきがあります。
- (担当課) 愛知県の補助金は同じ事業に何度も使用できません。また、愛知県の補助金は内示が来ない限り額が確定しません。栈敷が売れるのか、値上げするべきか等様々考えていますが、予算不足が懸念されるため、最低 1, 0 0 0 万円は増額していただきたいです。
- (委員) 資料 6 5 ページに第 9 回の事業費の想定があります。歳出を見ると第 8 回と第 9 回の事業費の割合が 1 0 8. 4 % とあるため、協議額を増額するのであれば 1 億 8 4 0 万円が妥当ではないでしょうか。また、歳入の第 8 回と第 9 回の事業収入が全部同額です。歳出の建設費や物価が上がっていると言いつつ、歳入が横並びの金額だと矛盾を感じます。
- (担当課) 寄附金は減る見込み、補助金の交付金額は現状不明ですが、協議額算定根拠として収入を減らしづらいので同額とし、前回並みの予算を確保するべく動いています。売上を増加させることも必要ですが、売上を大きく増加させる要素が見当たりません。全体として 1, 0 0 0 万程度の増額を見込んでいます。
- (委員) 1, 0 0 0 万円予算が足りない根拠を出さなければいけません。ごみの廃棄量の増加に伴った廃棄の費用増額は理解できます。
- (担当課) 歳出で前回比 1 0 8. 4 % を見込んでいるため、歳入も前回比 1 0 8. 4 % となるよう当補助金額を 1, 0 0 0 円増額していただきたいです。
- (委員) グルメ出店料はエリアが狭くなりますが、これまでの話では来場者は増えなくとも同程度を想定するなら、それだけ消費はあると思います。支出だけ増額して歳入を増額しないのは矛盾を感じます。

- (担当課) グルメ出店数が減った分、路上の露店商の売上が増えることになると思います。
- (委員) 予算を1億1000万にすることは実行委員会に周知していますか。
- (担当課) していません。
- (委員) 協議額1億1,000万の要求は、根拠がありません。補助金の増額は、根拠をもって予算を行うべきであり、警備運営委員会で300万円、ごみ廃棄費で200万円。合わせて1億500万が妥当ではないでしょうか。残り3%分は根拠がないため、自助努力で工面してすべきです。
- (担当課) 他に予算増額の根拠が示せる項目ですが、例えば支部を複数作り、テントの仮設費、ベンチを並べる費用を見積もり、物価指数から計算し増加分を算出することは可能です。
- (委員) 市民委員の意見を伺いますが、1,000万円の増額についてどのように感じますか。
- (委員) 支出に基金積立てとして1,780万とあります。補助金の支給タイミングによりますが、資金が必要なことも理解出来ます。市以外の補助金がないと大変と感じます。栈敷席を委託可能な業者は全国に1社のみでしょうか。
- (担当課) 1社しかないため、競争原理が働きません。
- (委員) 支出を抑えられると感じますが、物価高の影響や県や国から補助金がいただけない場合も考えるとやむを得ないと感じます。
- (委員) 国や県の補助金はもらえることを前提に予算を組んでいます。補助金をもらえない懸念は、今回の議論では不要です。
- (委員) 少なくとも栈敷が20%程値上がりしているので、栈敷の売上也20%上げてはどうでしょうか。
- (担当課) これまで売上の収益を様々な用途に使用していましたが、仮設工費費用が上がったからといって栈敷代金を大きく上げると売れ残りの可能性があるため、限度があります。栈敷の仮設工事はかなり高騰しています。
- (委員) 来場者数を増やすことで費用がかさみ、却って経済効果が小さくなるのが懸念されます。経済効果を最大にするためには来場者数をどのくらいまで増加させるかの指標を作り、収入を増加させることを長い目で見て検討する必要があると思います。
- (担当課) 第5回に予算が1億円になり、以後同額の予算をいただいておりますが、当時から物価や消費税が上がっています。本来は市の予算と同じで、物価や消費税増税に合わせ歳出予算が上がりますが、それはありませんでした。更にコロナウイルスの影響で協賛金や寄付金も減る見込みの中、担当職員は何とかやりく

りしていきますが、厳しい状況です。第十回の協議額を1億円に戻すのか、増額していくのか、そこまで検討していませんでした。

(委員) この先予算が減ることはないと思います。

(担当課) 減る事はなく、事業費はどんどん増えていきます。

(委員) 協議額を上げるスピードが早すぎではないでしょうか。

(委員) 資料65ページの積算表ですが、第7回の歳入は繰越金が1,700万円、歳出では1,200万円とあり、これは500万円の赤字でしょうか。

(担当課) その通りです。

(委員) 第8回は元々の収入の繰り越しが1,100万円、基金積み立てが2,400万円ですが、1,000万円以上は黒字でしたか。

(担当課) 景気も良く、協賛金が多く集まったためです。第7回から協賛金が21%増加しています。今回も総額は前回ベースにしていますが、協賛金は社会情勢の影響があるため、昨今の状況を鑑みると実際には減る見込みです。最大限努力しますが赤字になった場合の方策がないため、慎重になっています。

(委員) 交付先である山車まつり実行委員会に適切に説明するためにも、協議額の増額には、根拠が必要です。

(担当課) ごみ処理や警備費用は増加が見込まれていますが、今後予算を組むため、現段階ではできていません。

(委員) 例年1億円の補助金を1億1,000万円に増額することに市民の理解が得られるかをよく考えなければいけません。また、人手不足や物価高騰が理由で補助金を増額していません。山車まつりだけ増額するというのは他の補助金との均衡を考えたときに疑問を感じます。協議額の増額は、根拠をもって行うべきであり、警備運営委員会で約300万円、ごみ廃棄費で約200万円。合わせて1億500万が妥当だと思います。

【審査結果】 承認：A1（指示事項あり）

①新たな演出や魅力ある演出を創出するなど、来場者数を伸ばす方策を検討すること。

【減額理由】 協議額：1億1,000万円⇒1億500万円

警備費用の300万円とごみの廃棄費用の200万円の計500万円は増額の根拠として明確であるが、残りは増額の根拠が不明確であるため。

高齢介護課 補助金－1 シルバー人材センター補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、昭和56年度から半田市シルバー人材センターへ交付しているもので、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、定年退職者などの高年齢者の就業機会を確保し、必要な処置を講ずるよう努めることが国及び自治体の責務として位置付けられているため、働く場所を提供する事業に要する経費を補助するものです。

非営利団体であるシルバー人材センターは、公益社団法人として収支相償の原則のもと、市及び国からの補助金により経営が成り立っています。

また、生産年齢人口が減少し、高齢者の労働力がますます必要とされる中、短期的または軽易な就業機会を提供するとともに、生きがい作りや健康増進、介護予防などにも大きく貢献していることから、継続的な補助が必要であると考えます。

令和5年度の協議額は1,347万円で、昨年度より29万6千円増額しています。

国の補助金交付要綱の規定により算出される上限額は、運営費補助533万9千円、加算120万円、サポート事業1,500万円の合計2,153万9千円で、当初のセンターからの要望額は1,480万円でしたが、令和3年度決算の状況が、当期経常増減額が202,643円とほぼ収支相償を達成していることから、昨年度の補助額を基本としました。

ただし、欠員となっている事務職員の補充やインボイス制度への対応等を考慮したうえで、収支相償となる予算案を見込んだ結果、今回の協議額としています。

なお、昨年度、この補助金を承認いただく条件とされた「①自主事業をもっと考えるなど、シルバー人材センターが補助に頼らないような法人体制を考えていくこと」につきましては、喫茶「楽」やシルバー農園などの自主事業を実施しているものの、補助なくして経営が成り立たないのが現状です。

また、「②シルバー人材センター会員と仕事をうまくコーディネートするマッチング力を強化してほしい」とのご意見につきましては、入会時や、その後のアンケートを集計し、依頼のあった仕事と会員をマッチングに努めているところです。

担当課としても、人材不足となっている介護予防・生活支援サービスの担い手として、シルバー人材センターが事業展開していけるよう、ちよいサポ養成講座への参加などサポートしてまいります。

【質 疑】

（委 員）資料72ページ、項番6補助金等の執行に関する改善点等に記載がある、

ちよいサポ養成講座の参加率はどの程度でしょうか。

(担当課) ちよいサポ養成講座は社協に委託して開催していますが、参加者の方がシルバー人材センターの会員かは調べていないため、参加率は把握していません。

(委員) 介護予防系の仕事はどれくらいありますか。また、就業される高齢者の人数にマッチしていますか。

(担当課) 介護予防系の就業は非常に少ないです。具体的には訪問系のサービスでヘルパーの資格を持たない方が、ごみ出しや買物代行等の定期的な生活援助のサービスを行いますが、そちらの就業は非常に少ない状況が続いています。しかし少なからず需要があり、介護報酬の収入も見込めるため、会員に就業拡大が出来ないかお願いしています。シルバー人材センターの会員から、知らない人の家に入ることに抵抗があるとの意見や、業務内容が気にかかりで就業に踏み出せない方もいるため、今後介護予防サービスの担い手となっていただけるためにはどうするかをお互いに検討しています。

(委員) 就業率が81.8%ですが、残りの約18.2%の方は何が理由で就業されていませんか。

(担当課) 就業率が伸びない理由は、令和3年度では新型コロナウイルスの影響があったこと、会員と就業内容のマッチングが上手くいかなかったことが挙げられます。しかし全体の就業時間の増加を確認しています。令和3年度の延べ就業人員ですが、前年度4万6,769人に対し、令和3年度は4万7,463人で、全体として従事者は増えている状況です。

(委員) 資料76ページに決算と予算の記載があります。受取会費の項目に正会員受取会費があり、令和5年予算が前年度から1,000円減額されていますが、それは会員数の減少を見込んでいますか。

(担当課) 令和3年度の会員数499人を基に、会費が1人当たり1,800円で積算しており、差額の1,000円は、端数処理の都合であるため、全体では前年度とほぼ同額と見ていただければと思います。

(委員) 受取会費の決算額を見ると、令和元年は83万円、令和2年は81万円ですが、会員数は増加していますか。

(担当課) 令和3年度は8名増加していますが、令和元年以降減少傾向が続いていました。

(委員) 令和5年の受取配分金は増えていますが、何が理由でしょうか。

(担当課) 令和2年と令和3年度の決算を比較すると、延べ就業人員が増加するにつれ、事業費が1,000万円近く増収しています。より効果的なマッチングを

すると増収を見込めると判断しています。

(委員) 稼働率が高まるということですか。

(担当課) その通りです。シルバー人材センターの職員が2名減り、1名を採用しましたが、研修事業やマッチングが手薄になっています。元の人員に戻すことで紹介業務に従事することができるため、総量は増えていくと考えています。

(委員) 資料76ページ、独自事業収益では、喫茶「楽」の収益金額が増えています。理由は何ですか。

(担当課) 令和5年度は、今年6月までの実績で月額約38万円の配分金があるため、それを12か月換算した457万1,000円を見込みました。

(委員) 資料76ページと77ページに令和5年の予算額が記載されていますが、76ページの事業費の総額が約2億8,300万円、支払配分金が約1億9,900万円、支払材料費等で2,800万円とあります。77ページの令和5年の事業費の予算額が2億5800万円、支払配分金が1億7,700万円、支払材料費等が2,580万円とあり、この3つの項目だけ金額が一致していないのは何故でしょうか。

(担当課) 予算案を見直したときに一部修正できていませんでした。申し訳ございませんが、資料76ページの金額が正しいため、そちらを参照してください。

(委員) 協議額が29万6千円増えています。資料77ページのどの項目にその数字が反映されていますか。

(担当課) 直接、29万6千円が現れるものではなく、補助対象の費用として自主財源等を考慮しながら配分した結果、前年度との差額が29万6千円となったものです。

(委員) 過去同程度の金額が補助されていますが、それを基に令和5年度も作成されているなら、その金額の差異はどの項目に該当するのでしょうか。

(担当課) 金額が増える要素は給料手当の部分になると思います。資料71ページの積算根拠、533万9千円の通りで、運営費補助は令和3年度と変わっておらず、資料77ページの事業費補助のうち給料手当が537万円ですが、それが増額になりました。

(委員) 資料71ページ、積算根拠に記載がある「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」ですが令和3年分の金額が783万5千円です。今回は813万円、その差額が29万6千円ですが、増えた理由がわかりません。

(担当課) 増えた理由は、シルバー人材センターの職員数が令和3年度、4年度は欠員した状態で賄っていましたが、人員を1名増員したことによるものです。

- (委員) 29万6千円の増額で賄えますか。
- (担当課) 29万円で1名雇えるわけではなく、他の収入等を加味しながら、最終的に30万円弱の増額で全体を賄える見込みとしました。
- (委員) 資料71ページの右下、積算根拠に「安定経営のために必要な期首残高の必要額」がありますが、全て足すと2,311万3千円でしょうか。
- (担当課) その通りです。
- (委員) 一方、資料76ページ1番下、一般正味財産期末残高を見ると2,539万円あり、安定経営のために必要な最低限度額を220万上回っています。それにもかかわらず、29万6千円を増額する根拠を教えてください。
- (担当課) 法人会計では実際の見込みで赤字の予算を作れないため、収支均衡の予算を作らざるを得ません。資料76ページ下にある当期経常増減額が収支均衡のため0になっていますが、令和5年度の見込みでは、令和2年度決算と同じようにマイナスになる予定です。
- (委員) それは決算の結果論です。今は予算の話をしています。29万6千円を市が増額しないと、シルバー人材センターは破綻しますか。
- (担当課) 破綻しませんが、予算を割り込んでしまいます。
- (委員) 歳入を増やす、または歳出を抑える自助努力をさせるべきではないでしょうか。29万6千円の根拠がどこに割り振られているか、その説明をお伺いしています。どこに割り振られているかわからず、1人分の給料手当だとしても少額です。
- (担当課) 資料76ページにある給料手当は令和2年度から令和4年度にかけて減少していましたが、パート職員や既存の正規職員の定期昇給分を含んだ増額を見込んで積算しています。
- (委員) 必要最低限度の金額を上回っているので、残高から使用してはどうですか。
- (担当課) シルバー人材センターと協議していますが、公益社団法人には収支相償の原則があり、予算の段階では当期経常増減額をゼロにして作成すると伺っています。予算案として記載の数字を上げているため、当初から残高を取り崩した予算編成はできないとのこと。
- (委員) 高齢介護課は、シルバー人材センターから提出された予算書を査定しておらず、記載の資料を信用して補助金を計上しているという理解で合っていますか。
- (担当課) いいえ。当初、シルバー人材センターは補助金1,480万円を要望し、その補助額で予算案を作ってきました。それを査定し、収支をゼロにする条件で、職員給料を増やすことで収益増を見込む中、インボイス対応の租税公課費を

見直すなど、二つ返事で了承しているわけではありません。

(委員) 増額無しの1,317万4千円の協議額で予算を作り直すことは可能ですか。

(担当課) シルバー人材センターが当初要望した1,480万円の補助金額を1,347万円まで精査して、今回の協議額としています。資料76ページ正味財産期末残高は数字上、令和3年度と同額ですが、シルバー人材センターでは立替払いもしているため、残高が2,300万円を下回ると資金が枯渇する可能性があります。そのため、増額した協議額でお願いしたいです。

(委員) 会員の就業実績が82%ですが、18%の会員は会費だけ支払い仕事をしていません。高齢化が進むなか会員数が増加しておらず、シルバー人材センターの存在意義や魅力が薄いと感じます。会員への仕事の周知は最初の聞き取りで合致した仕事を紹介していると思いますが、周知の方法を工夫すべきと考えます。例えばホームページやSNSを通じ、依頼された仕事の内容、場所、金額等を周知してはどうでしょうか。

(担当課) 会員は70歳以上80歳未満の年齢層が1番多いです。最近はスマートフォンが普及し、スマホ教室も開催しているため、リアルタイムのPRも非常に効果があると思います。しかしマニュアル的なPRになるため、まずは最初に行う加入時の聞き取りを最優先し、仕事があれば紹介します。現在、定期的にアンケート調査を行い、会員のニーズを把握するようにしているため、今後はいかにホームページを見ていただくかを考えたいと思います。また、シルバー人材センターの担い手が不足していることは、高齢福祉関係の会議でもPRしています。

(委員) 収支をゼロにするには、支出を下げてはどうでしょうか。資料76ページの中ほどの事業費の項目に諸謝金があります。令和4年から14万6千円が計上されています。他では、支払い手数料が年々20万円程度の決算額ですが、令和4年、令和5年共に約40万円の予算を計上しています。管理費の雑費も例年に比べると令和4年、令和5年共に予算額が増加しています。これらは、精査できないでしょうか。

(担当課) 指摘いただいた決算と予算との差は、定例の金額のものはこれまでの金額に合わせます。

(委員) 諸謝金とはなんですか。

(担当課) 手元の資料では詳細までは、不明です。

(委員) 必要であれば、予算計上が必要ですが、例年と同じようなものは、予算を減らせるのではないかと感じました。

(委員) 正味財産期首残高を見ても、協議額を昨年度から増額する必要性を感じません。

【審査結果】 承認：A2 (条件承認)

①シルバー人材センターが自助努力により収益確保し、安定した経営を行えるよう、支援していくこと。

【減額理由】 13,470千円⇒13,174千円

安定経営のために必要な期首残高の必要額と正味財産期首残高を比較した際に正味財産期首残高が上回っており、協議額を増額する根拠が不明であるため、昨年度と同額の協議額とした。

産業課 補助金－25 中心市街地活性化ビジョン推進事業補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金は、半田市のみならず知多半島の顔である知多半田駅周辺で、半田市内外の様々な人に何かしてみたい、新しいことにチャレンジしたいと思ってもらうようなまちづくりを展開していきたいとの考えから、半田商工会議所が、2019年に作成した半田市中心市街地活性化ビジョンに沿った取り組みに対して、補助するものです。

この取り組みについては、半田市としても賛同できるものであり、具体的な事業としては、企業支援による新たな事業創出チャレンジショップ事業、公共空間を遊びの場などとして使いこなす事業、人の流れを誘導するストリートフラッグ事業などに取り組んでいます。

令和3年度は、新しい取り組みとして、はんだストリートテラスと題して、駅前ロータリーの活用について実証実験を行いました。この事業では、アンケートを実施し、今後の事業の取り組みについて関係者で協議を進めています。

令和5年度の協議額としては、事業の内容を見直した結果、全体の事業費390万円としたことで、前年度から9万8千円減額し、180万円としています。

102ページの執行協議書の項番5の前年度補助金等判定会議における承認条件又は指示事項と項番6の補助金等の執行に関する改善点等については、補助金の名称については、商工会議所が作成した半田市中心市街地活性化ビジョンに沿った事業に対する補助であることから、まちづくり支援を活性化ビジョン推進に変更しました。

次に、この補助金と中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金とのすみ分けを整理することについては、中心市街地活性化ビジョン推進補助金が、商工会議所が作成した半

田市中心市街地活性化ビジョンに沿った取り組みに対する補助金であるのに対し、中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金は中心市街地の4商店街等の集客に繋がるイベントに対する補助金であり、すみ分けをしています。

ただし、商工会議所には商店街を支援するという役割があり、また、各々がバラバラになって中心市街地の活性化に取り組んでも効率が悪いので、人的な面では、両事業に対して、地域の商店街や商工会議所、半田市、地域住民などが関わっています。

次に、市民委員からの事前質問である、「中心市街地活性化に関する補助金がありますが、それぞれの補助金のすみわけを分かりやすく教えてください」との質問に対する回答は、中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金は、中心市街地の商業者目線で実施する新規顧客の獲得やリピーターの獲得を始めとした集客強化に向けた取組を支援するものです。

一方、中心市街地活性化ビジョン推進事業補助金は、中心市街地活性化ビジョンに沿って半田商工会議所が実施する、創業支援や新たな店舗の誘致、新たな付加価値創出による人流の増加や滞留時間の延長、公共空間の活用など、中心市街地の活性化につながる取組を支援するものです。

市民委員からの事前質問の二つ目、「中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金との目的が成果指標も同じものを使用しており、まだ不明確なのですが、こちらの事業も、愛知県のげんき商店街推進事業費補助金、あるいは商店街活性化事業費補助金などの対象となるようにすると、愛知県からの補助も増え、より効果的な事業推進ができると思うのですがいかがでしょうか」との質問に対する回答は、ご指摘いただいた補助金については、過去にも活用の検討をいたしました。その上で、補助の対象範囲が広いなど、より条件の良い制度を活用しているものです。

また、補助金を分けている理由は、各補助金の実施主体とその取り組み内容が異なるため、別々の取扱いとしています。

【質 疑】

(委 員) 市民委員の二つ目の質問は、当補助金に国県の補助が出るのではないかと
いうことですか。

(担当課) 国県の補助が出ますが、この事業は国の地方創生交付金を活用しているため、
愛知県の補助金を使用していません。

(委 員) 資料101ページの協議額を見ると市が全て負担しているように見えたため
質問しました。

(担当課) 地方創生交付金という国の補助金があり、その趣旨に沿った取組を実施して

補助金を活用しています。先ほど意見があった愛知県の補助金ですが、地方創生交付金と同額の補助金を貰えるわけではありません。対象事業が狭まり、金額は若干少ないため、どちらの補助金を活用するか検討した結果、国費の地方創成交付金を活用しています。

(委員) 満額国費でしょうか。

(担当課) 半額国費です。

(委員) 現在市長特任顧問の募集があり、今年度中に専任予定です。中心市街地の活性化について特任顧問からのアドバイスを受け、この補助金のあり方や金額も見直しが必要になりますが、どのような考えでしょうか。

(担当課) 専任顧問が中心市街地をどのように活性化するかの内容により、当然この補助金も大きく見直すと思います。この補助金は必要ないと判断になる可能性もありますが、現状この補助金を活用し実証実験を実施しているため、特任顧問と調整したいと考えています。

(委員) この補助金と後で審議する中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金は、事業主体が違うことは理解できますが、事業の目的が同じで区分が明確ではないと感じます。

(担当課) この補助金は商工会議所の計画に対する補助です。一方、中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金は、個々の商店街の取り組みに補助を行うもので、商店街が中心市街地全体を見捉えて実施するという点が異なるため、すみ分けて取り組んでいきたいと考えています。

(委員) 中心市街地活性化ビジョンでは、取り組む事業が謳われていないですか。

(担当課) 地域のイベントは地域でやっていただきたいとの思いがあります。半田市の総合計画もそうですが、大きなテーマで作成されているため、踏み込んだ内容になっていません。中心市街地活性化ビジョンでは起業のきっかけが欲しい方の後押しや、中心市街地に来た際の人の流れに焦点を当てています。にぎわい事業は、店舗のイベントに来店するきっかけ作りに意識を持ち取り組んでいます。

(委員) 資料101ページ、成果指標、成果の推移では平日と休日の流動人口が記載されていますが、これは誰がカウントしましたか。

(担当課) 昨年度までは、毎年特定の同じ時期に職員が定点でカウントしました。しかし1日しかカウントしないため、その時の天候や他のイベントによる人の流れが異なり、比較として正しい結果が出るのかとの議論があり、見直しを行いました。昨年度、産業・観光振興計画を策定し、中心市街地の目標数値を設定しました。それを流動人口と言いますが、ゼンリンがNTTドコモの携帯電話の情

報を活用し、1時間毎にその場所にいる携帯情報の人数を把握できるデータを活用しています。これは500メートルの範囲指定が可能で、1時間毎のデータも把握可能です。今回の評価、指標にしました。

(委員) この指標は、中心市街地活性化ビジョンの流動人口を増やす目標と合致していますか。

(担当課) 人の動きがあれば、それがにぎわいにつながるため、流動人口を指標にしています。

(委員) 中心市街地活性化ビジョンでは各種イベントの催しがありますが、イベント時だけでなく、恒常的に流動人口を増やすことが大切だと思います。事業例として、流動人口増加の諸施策は何がありますか。

(担当課) ストリートフラッグを作成しています。これは毎年デザインが変わりますが、近年では寿司がデザインされた旗を商店街の街灯に設置し、御幸通りからJR半田駅まで旗をたどると半田運河やミツカンミュージアムがあり、観光ポイントに足が運べるため普段は旗を掲げて人の流れを誘導しています。また、クラシティの1階の空きスペースを活用してチャレンジショップを開催しています。これは店を開きたい事業者が6か月間試行的に店を開き、次につなげていただく内容です。その店舗が独立して運営できるようになれば、その店舗にも人が流れ、足を運ぶきっかけになり、次につながっていくと思います。以前チャレンジショップではバランスポールを活用した店舗があり、現在クラシティの2階で店舗を開き、事業を展開しているケースもあります。クラシティの利用客増加にもつながっている取組だと考えています。

(委員) 資料101ページの目標値と実績値では、休日の流動人口は目標値を上回っていますが、平日は目標値を下回っています。しかしそれに対し、令和3年から4年度に実施する事業に変化がありません。令和5年度は過去の目標値と実績値を踏まえた真新しい事業や、平日の流動人口を増やすための議論はありませんでしたか。

(担当課) 令和5年度はストリートフラッグを見直し、より効果的な事業につなげるため変更を考えていますが、それが平日の流動人口増加につながる事業としては検討出来ていません。しかし、昨今キッチンカーが流行しているため、平日の知多半田駅に出店できたらと考え、平日の集客につながる施策は検討を進めています。

(委員) この活性化ビジョンは、次に審議を行うにぎわい事業と成果の評価が一緒です。成果が同じなら事業を一本化しても良いと感じますが、何故2つの事業が必

要でしょうか。

(担当課) 事業ごとに視点が違うためです。活性化ビジョンでは人を集め、人の流れを作りたい商工会議所の視点、にぎわい事業は店舗に来店してほしい店舗の視点で各種イベントや事業を実施しています。中心市街地がにぎわい、流動人口が増え、来客があつて初めて評価につながるため、2つの事業は実施主体が異なりますが、同じ成果目標になると考えます。

(委員) 評価の方法を変えた方がよいと感じます。2つの事業で同じ評価のため、一つ一つの事業の成果が見えません。評価の方法を変え、例えばにぎわい事業では、個別の商店街の売上増加率で評価する等、別の切り口で評価出来なませんか。

(担当課) 商店の個別の売上は出していないこともあり、難しいと感じています。

(委員) 商店全体の売上でも構いません。企業であればより効果的な事業に投資するため、どちらの事業がより効果的か把握するべきだと思います。

(担当課) 事業の一本化は様々な視点から中心市街地の活性化に取り組みたい思いがあるため、現状では考えていません。しかし成果指標を分けることは検討したいと思います。

【審査結果】 承認：A 1（指示事項）

- ①中心市街地に関する補助金の一覧資料を作成すること。
- ②中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金と成果指標が同一であり、補助金の効果が見えづらいため、別の評価指標を用いて事業の評価が可能か検討すること。

産業課 補助金－21 中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、名鉄知多半田駅東から半田運河周辺までの地域、いわゆる中心市街地の活性化を図るため、地域の3商店街であるランブリングタウン、半田駅前商店街、中町商店街とクラシティ、商工会議所で組織する実行委員会が実施する中心市街地の集客力の向上と蔵の街の回遊性を高めるためのにぎわい事業に対して補助するものです。半田市は、オブザーバーとして関わっています。

事業としては、四季に合わせた夏まつりやイルミネーションなどのイベントを行います。

令和3年度は、コロナ禍にありましたが、ウイズコロナを意識、感染対策を行いながら、夏まつり、まちなか成人式、迎春落語や地域振興券事業に合わせた販売促進スタンプラリーなどのイベントを開催しました。

協議額は、前年度と同様の200万円としています。

積算根拠については、総事業費を前年度と同程度の300万円とし、補助金の上限額である200万円を市が補助します。ただし、その内、1/2の100万円については愛知県のげんき商店街推進事業費補助金を活用します。残額分の100万円は商工会議所と中心市街地内の3商店街とクラシティが負担し、事業費の負担割合を、原則、1：1：1とします。

114ページの執行協議書の項番5の前年度補助金判定会議における承認条件または指示事項にあります「適正な成果指標に見直し、にぎわい創出に効果的な事業を商工会議所と検討してくこと」については、項番6の補助金等の執行に関する改善点等のとおり、これまでは年に1回、毎年、同じ時期、同じ場所において、通行者数調査を実施していました。しかし、天候や不定期開催のイベントなどの影響により、通行者数は大きく変動するため、効果を比較検証するには適切ではありませんでした。そこで、令和3年度に作成した半田市産業・観光振興計画において、中心市街地の賑わいを図る目標値として設定した「流動人口」を成果指標としました。

また、にぎわい創出に効果的な事業を商工会議所と検討してくことについては、商工会議所だけでなく、関係する商店街も含め、毎月、打合せを行うことで、効果的な事業となるよう取り組んでいます。

次に、令和4年度が本事業の見直し期限となっています。

このことにつきましては、中心市街地の活性化、にぎわいづくりは一過性でなく、継続的に実施していくことが重要であると考えています。

名鉄知多半田駅東エリアは、区画整理により都市空間が整い、子育て世代から住む場所としては人気ですが、駅周辺で空き地や空きテナントが解消されないなど、商業エリアとしての課題が依然として続いています。

しかし、本事業を始めとしたにぎわい創出の継続と、商業施設助成事業による空きテナントへの出店促進により、一定の効果も実感していることから、今後は、令和9年度の半田駅高架下活用や周辺再開発を意識し、さらに商業活性化につなぐ機運を高めるため、継続した支援が必要であると考えています、

次に、市民委員からの事前質問、「市街地活性化ビジョンと何が違うのか分かりにくいので説明してください」との質問についての回答としては、中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金は、商業者目線で実施する、集客強化に向けた取組を支援するものです。一方、

中心市街地活性化ビジョン推進事業補助金は、半田商工会議所が実施する、創業支援や新たな店舗の誘致や人の流れをつくる取組を支援するものです。

次に事前質問の二つ目、「回遊性など、項目が同じで、事業成果も同じ内容になっているように思います」との質問については、中心市街地に関する最終的な目標は中心市街地活性化であることから、事業成果は同じものとしています。しかし、一つ目のご質問でお答えしたとおり、事業主体や事業内容を各補助金で切り口が異なります。

次に事前質問の三つ目、「令和3年度も令和4年度も同じ内容になっていますが、発展性は織り込まれていますか」との質問については、中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金は、エリア全体での事業を毎年度実行委員会で協議して内容をつめていき、過去の実績や経験を活かしながら、異なる取組を行い、発展させています。

また、新規顧客獲得やリピーター獲得には、毎年違う新鮮で発展的な取組を行うことも大事ですが、一方で、この時期に中心市街地に行けば何かやっているというエリアイメージの定着化も目指しています。そのため、4団体それぞれの四季折々の取組みについては、商店街にしかできない継続性という強みを活かし、同じ内容を続けながら、団体間で連携をして情報発信を行っています。

【質 疑】

(委 員) 各種イベントは中心街の活性化やにぎわいの創出が目的ですが、これは一過性か、継続的かを市は内容を精査していますか。資料124ページに記載の収支予算書、支出の部では、大抽選会の対象額が約90万円で、そのためだけの集客費用と感じます。一過性のにぎわいならかまいませんが、日常的なにぎわいの創出が目的なら、この大抽選会は趣旨が違う気がします。また、まちなか成人式では令和4年に広告ののぼりを75枚、昨年は30枚作成しています。これは再利用可能なのか、その年だけの使用なのかを確認していますか。

(担当課) 昨年は新型コロナウイルスの影響があり、人が集まるイベントを控えていました。そのため、個々の店舗への集客の仕組みとして、大抽選会や同時期に実施していた地域振興券を活用し、商店街を利用してもらえる催しを実施してほしいと、市側から要望し、大抽選会を開催した経緯があります。地域振興券を活用し、店を知るきっかけや新規顧客の獲得につながれば、一過性の取り組みではないと考えています。まちなか成人式ののぼりは、毎年デザインが違うものを作成しています。

(委 員) のぼりは数年使えると思います。のぼりは再利用し、余った予算は他の事業で

の使用や、削減することもできるため、もったいなく感じます。大抽選会は店を知る機会になるとのことですが、会場で店を知ってもらうため取り組んだことを教えてください。

(担当課) 大抽選会は昨年実施しましたが、地域振興券で購入した金額に応じて番号が記された抽選券を配布しました。当選番号はクラシティで発表し、参加店舗は3つの商店街とクラシティ、合わせて187店舗が参加しました。個々の店だけでは店のアピールが難しいですが、この催しを通して店を知る機会になり、来客につながっていると感じています。

(委員) 大抽選会による個々の店での集客成果はどうでしたか。

(担当課) 個店の売上は把握が難しいですが、ある個店から地域振興券の評価をする際に、売上の前年度比120%増加したと教えていただきました。単に地域振興券を上乗せして売上が増加したわけではなく、地域振興券の終了後にも現金での売上があったとのこと。1つの個店の話で全体的に把握はできていませんが、売上増加の効果には、つながっていると把握しています。

(委員) 毎年同じ催しでは、地域の活性化や発展に寄与しないと感じます。全国では商店街の活性化に成功した例が複数あり、愛知県では長久手市がかなり発展しました。各地の成功事例を研究し、半田市に活かす取り組みは可能でしょうか。成功した事例では、民間活力を利用し、補助金をあまり使用せず商店街を活性化しています。稀な成功例と思いますが、成功例を研究し、半田市に活かすことを検討する必要があると思いますし、毎年同じ催しを開催することは間違っていると感じます。

(担当課) 一部内容の変更は必要と思いますが、利用者に今年もあのイベントに行きたいなと思っていただくことも、必要だと感じています。

(委員) しかしそれは発展ではなく維持です。

(担当課) 催しを全く変えないとは考えておらず、実行委員会では反省点を協議しています。コロナ禍でも何かできないかと考え、このような取り組みをしたため、関係者は必ずしも毎年決まり事を続けていく意識は持っていないと思います。この事業は現状維持が目的ではないため、ご指摘の通り私どもも発展させるべく取り組んでいます。

(委員) 市が主導するのではなく、民間が主導した方が良いと思います。

(担当課) 担当課も、いつまでも市が補助をするべきではないと思い、商店街自身で工夫することも必要と考えています。これまでは、商店街を支援する立場が強く、事業を行う際に参加料をいただいていたいたしてませんが、売上に直結する催しのた

め、参加料をいただくようにしました。それにより自ら知恵を出すことにつながり、民間が投資し、民間が主導していくような意識に変わりつつあると感じています。しかし半田市が全く関わらないのは難しいため、バランスを見て取り組みたいと考えています。

(委員) 資料 118 ページの事業報告書、120 ページの事業計画書に、実施の具体的な内容の 1 番に商店街 P R とあります。半田商業高校と連携し、Y o u T u b e に商店街の魅力を投稿したとありますが、どれ程の再生数がありましたか。

(担当課) 愛知県立半田商業高校の公式チャンネルで投稿されていますが、再生回数は把握していません。

(委員) 生徒が撮影した動画を投稿していますか。

(担当課) その通りです。授業の関連もあり、生徒が商店街の店を取材し、それを編集して投稿しています。

(委員) それは令和 3 年度の報告書に実施したとありますが、令和 4 年度の計画では 11 月に同様の事業を予定していますが、実施しますか。

(担当課) 令和 3 年度については、Y o u T u b e は時流に合ったもので、コロナ禍の中何ができるか考え、個店の紹介にもつながるため、実施しました。資料 120 ページの令和 4 年度事業計画作成段階では、引き続き新型コロナウイルスの影響があり、通常の事業展開ができないと予測し、この事業を計画しました。しかし、事業内容の見直しや高校との調整もあるため、今年度も実施するかは未定です。

(委員) 商店街だけではなく、高校生を巻き込み、若い世代が魅力を伝えることはとても良い取組と感じました。地域のにぎわいを考えるとこの事業は必要と思いましたが、あまり重要視していないのでしょうか。

(担当課) 他の補助事業を活用し、S N S 等で自ら発信できるような取り組みを行っています。先程 Y o u T u b e 投稿について今年度は未定とお話しましたが、現在数店舗の取材が進行中とのこと。

(委員) 実行委員会は商店街の代表が実行委員になり、計画や運営をしていますが、実行委員は定期的に変わりますか。

(担当課) 商店街の代表や、商店街毎の代表が変われば実行委員も入れ替わると思います。しかし話を伺うと、実行委員の代表はずっと同じ方と聞いています。自らの店の運営と同時に事業の実行委員も兼務し、この事業の準備や毎月の会合などかなりの負担になっています。そのため、新たな代表者を立てにくいと考え

ています。

(委員) 人の入れ替えがなければ、実行委員の意識も前年踏襲的な考えとなりませんか。

(担当課) 実行委員の方にそういった意識を持った方はいません。半田市はオブザーバーですが、事業を発展させるための意見を言っています。

(委員) 本日の会議で産業課は4つの補助金があり、中心市街地への各種補助金が約380万円、商店街への補助金が100万円ほどあります。中心市街地を率先して発展させ、周りの地域にも波及させる目的があると思いますが、中心街への補助金がとても多いと感じます。半田市全体を活性化させるため、どのように補助金を使うかのビジョンはありますか。

(担当課) 中心市街地への補助金が多い理由は、クラシティの賃料収入を使用しているためです。以前、クラシティの床部分をミツカンが所有しており、それを半田市に寄付していただいたため、半田市が所有者として賃料収入を得ています。寄付の条件として、半田市が得た賃料収入は中心市街地のにぎわい事業に投資することとなっています。市は商店街全体を盛り上げたいと思っていますが、大きな支援が難しいため市全体の商店街支援として100万円の金額を設定しています。

(委員) 賃料収入はどの程度でしょうか。

(担当課) 賃料収入は年間約600万円から700万円あります。修繕積立や解体積立等、各種必要経費が発生しますが、固定資産税相当分については、半田市の支払いが発生しません。経費を除いた残りの金額が約280万円程ですので、それを地域に還元するべく、中心市街地関連事業の財源となっています。賃料収入については、用途が決められているため、にぎわい事業に充当しています。半田市の為にも、まずは中心市街地を活性化させないと地域全体が形骸化するため、中心市街地に集中的な投資をしたいと考えています。

(委員) J R半田駅高架下事業では変化はありますか。

(担当課) 良い機会だと捉えています。中心市街地活性化は市長の特任顧問の制度を設けて行っています。J R半田駅高架下の活用も含め、半田運河沿いから知多半田駅までを一体と考え、活性化させることが目的です。現時点では具体的な方針が定まっていないため現状のままとしています。今後どのように活性化できるかにより、補助の在り方を変える予定です。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ① 中心市街地に関する補助金の一覧資料を作成すること。
- ② 中心市街地活性化ビジョン推進事業補助金と成果指標が同一であり、補助金の効果が見えづらいため、別の評価指標を用いて事業の評価が可能か検討すること。
- ③ 中心市街地の活性化に向け、広い視野で発展性のある事業を展開していくこと。

産業課 補助金－23 商業施設助成事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、中心市街地、鉄道駅周辺など商業地域の活性化、賑わいを創出することで、持続可能な商業の振興を目的とし、空き家・空き店舗などを活用して新たに出店する商業者や既存の店舗を改修することで集客拡大を図る商業者に対し、施設の改修等に要する費用に対して補助するものです。

新たな商業施設店舗の出店により、新たな消費者の流れが生まれることによる商店街の活性化と新たな商店街への加入による商店街の持続を図ることが期待されます。

制度の周知が進んだことで、令和元年度の補助件数が2件であったのに対し、令和2年度は6件、令和3年度は11件の申請がありました。

協議額は、令和4年度と同額の1,200万円としています。

執行協議書の項番5の前年度補助金等判定会議における承認条件又は指示事項と項番6の補助金等の執行に関する改善点等については、1点目の「JR半田駅の区画整理事業や高架事業という機会を商業地域の活性化に活かすよう、関係各課で空き家、空地の利用対策を進めていくこと」については、建築課と連携し、とくに中心市街地出店促進エリアにおいては、空き家活用意向調査を基に対象物件の把握を行っており、出店希望者がある場合に、その建物所有者の意向とマッチングできるよう、随時相談しています。

ただし建物が古く、耐震補強を含めた大きな改築費用がかかることから、本補助制度だけではなかなか空き家改修への後押しにつながっていかないという課題も新たに把握しています。

2点目の「商工会議所から事前に情報提供を受け、適切な予算要求をすること」については、商工会議所とは定期的に情報交換しており、令和4年度については、JR武豊線の高架事業を見据え、中心市街地の活性化と一体的に取り組むことが効果的と考え、J

R半田駅前補助金の対象となるエリアを見直しました。今後も、より良いものとするため商工会議所とは情報交換を実施してまいります。

令和4年度が本事業の見直し期限となっておりますが、都市が郊外化したことにより、中心市街地をはじめとする既存の商業地域の衰退が進んでいます。このような状況の中、本補助制度により魅力的な個店の展開を支援することで、商業地域の魅力と集客力を底上げする必要があります。また、魅力的な店舗が増えることで、市民生活の向上にも繋がるため、令和5年度以降も引き続き支援していく必要があると考えています。

次に、市民委員からの事前質問ですが、「対象区域として、都市計画課のふるさと景観づくり推進事業補助金と重なっているところがありますが、景観づくりを促せるような諸施策などはありますか」に対する回答は、半田運河周辺については、補助の対象区域が重なっているため、都市計画課と情報を共有し、相談があった場合には、両課の職員が同時に対応しています。

【質疑】

(委員) 事前質問について、産業課と都市計画課の両課から補助金をいただけますか。

(担当課) 補助対象に該当すれば、両課から補助金を交付します。

(委員) 資料128ページ、交付実績等では令和4年度から国費負担がなくなっていますが、どのような経緯がありましたか。

(担当課) 先程の活性化ビジョンでも県の補助金を活用してはどうかとの意見がありましたが、国の地方創生交付金は幾ら交付されるか決まっていません。そのため資料は国費を含んでいない交付実績になっていますが、基本的には事業費の2分の1を国費で賄うため、令和2年、3年と同様の財源内訳になります。

(委員) 市の負担は4分の1でしょうか。

(担当課) その通りです。しかし改修費用は県の補助金対象ではありません。そのため、改修対象の事業が増えれば市の持ち出しは増えます。基本的な考え方は、国が2分の1、県と市が4分の1を負担します。

(委員) 資料128ページの項番5指示事項に、商工会議所から事前に情報提供を受け、適切な予算要求をすることとあり、127ページ成果の推移では、令和5年度は12件の目標値を立てていますが、具体的な情報提供を基に決めた金額でしょうか。

(担当課) 5年度は相談件数が確定していないため、前年度の予算を基に金額設定をしました。今後財政当局と、精査し、商工会議所の状況や予算執行状況等を勘案し、金額を変える必要があると考えています。

- (委員) 令和4年度は12件の目標値ですが、年度を跨ぐ場合は何年の実績として処理しますか。
- (担当課) この事業は年度末まで受け付けていません。年度末までに令和4年度の予算を施行し、事業が完了するようにしています。そのため、12月に受付を締め切っています。
- (委員) 申請が目標値を達成したら終わりますか。
- (担当課) 受付を終了します。
- (委員) その場合は翌年度に受け付けますか。
- (担当課) 待っていただければ次年度早々に手続きをお願いしますが、事業所側の計画もあるため、断念する可能性もあります。
- (委員) 成果指標が補助金の交付件数や金額ですが、成果指標として適切でしょうか。空き店舗をゼロにする目標が妥当と感ずます。
- (担当課) 件数は企業数です。空き店舗を減らすことは別の事業で複合的に解消することで、この事業で空き店舗をゼロにするのは難しいと感ずます。この助成金を活用できる空き店舗は、不動産屋が取り扱えるような改装に手間がかからない店舗が主流です。不動産屋が取り扱わない空き店舗は改装に手間と費用がかかるため、この補助金を活用しても資金が足りません。そのため、空き店舗の解消件数を成果指標に掲げることは適切ではないと感ずます。
- (委員) 目標値の件数達成後の申請は、次年度対応とする成果指標は疑問ですが、他に成果指標は思いつきませんか。
- (担当課) 他の成果指標を立てることが難しいため、補助金の交付件数及び金額を成果指標としています。
- (委員) 資料132ページ、実績件数の見方を教えてください。対象業種の記号は何を表していますか。
- (担当課) この対象区域の対象業種は補助金が活用できるとした意味合いです。知多南部卸売市場では、卸売業は補助金が活用できますが、飲食業やサービス業は補助金を活用できません。
- (委員) 記号をどう区分けしているかがわかりません。
- (担当課) 資料135ページに半田商工会議所が作成した商業施設助成事業実施要綱に補助内容があり、表に対象業種の記載があります。◎は全ての業種が可能ですが、○は新設のみ可能です。来訪者回遊ルートでは小売業（一部）とありますが、小売業でも可能な業種とそうでない業種があるため△としています。

- (委 員) 小売業でも取扱品目によっては補助が受けられないこともありますか。
- (担当課) その通りです。回遊ルートでは飲食料品、小売業及び土産物販に限っていません。
- (委 員) 交付対象となる団体は半田商工会議所ですが、商工会議所は費用を負担せず、全て市、国、県が負担しますか。
- (担当課) 一旦商工会議所に支払い、商工会議所の中でこの要綱に基づいて決定したのに対してこの補助金が充当されます。
- (委 員) 市は商工会議所に補助金を交付しているということですか。
- (担当課) その通りです。
- (委 員) 交付した補助金は事業者に行きわたっていますか。
- (担当課) それは間違いないと思います。商工会議所は交付決定するにあたり2回会議を開きます。まず事務担当者レベルの会議を行い、金融機関も参加し今後の資金計画や事業内容を審議します。その後上位の会議で再度審議し、承認されれば初めて交付決定されます。半田市は交付決定後に商工会議所から書類をいただき、補助金を支出しています。1回目の会議は担当課長と事務担当者が出席し、2回目の会議では担当課長がオブザーバーとして、市民経済部長は審査員として出席し、内容の確認を行っています。
- (委 員) 資料133ページ、令和4年度半田市商業施設助成事業補助金実績(見込み)のナンバー1と2は確定していますか。
- (担当課) 終了しています。
- (委 員) 残り10件はどうなっていますか。
- (担当課) 相談が来ているものもあります。
- (委 員) 令和4年度は実績が1200万円ある見込みで令和5年度も予算を1200万円計上していますか。
- (担当課) 令和4年度の実績ではなく、予算額を基にしています。実績はご指摘の通り2件しかありません。そのため、今後申請があればそれを加味して、適切な金額で当初予算を要求したいと考えています。
- (委 員) 相談が少ないとのことですが、その相談はクラシティ、中心市街地のどちらでしょうか。
- (担当課) クラシティです。しかしそれ以外は条件が合わず相談に至っていません。そのため、残り1100万円の執行が厳しい状況のため、来年度は適正な金額で補助金予算を要求したいと考えています。
- (委 員) この補助金等判定会議では1200万円の予算を認め、当初予算の査定

時に金額を固め、実績が少ない場合は予算を減らすとの意味でしょうか。

(担当課) 昨年度の補助金等判定会議では、当初1,000万円の協議額を承認いただきましたが、1,200万円の当初予算を組んでいます。それは補助金等判定会議後に実績が増加した経緯があり、財政担当と産業課の査定では1,200万円とする話がありました。昨年度は、予算額は査定で協議して決定するとした指示事項があり、その通りの取扱いをしました。

(委員) 今回の協議額1,200万円は明らかに過大と感ずます。

(委員) 前年度は相談件数が11件あり件数が多いですが、今年度は現時点で2件と減少しています。何が原因で相談件数が減少しましたか。

(担当課) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による対応策として、商店、事業者は無利子、無担保で融資を受けられたため、出店に繋がったと思います。その融資制度はすでに終了しているため、令和4年度は件数が減少したと分析しています。令和2年度は6件、それ以前は2件の年もあり、徐々に件数が伸びてきた経緯もあり、昨年度の反動があるとしても、今年度は6、7件の件数があると見込んでいます。また、この補助金は申請に時間を要するため、利用を辞めてしまう事業者もあります。

(委員) 令和4年度は、6、7件程度の申請が妥当と感ずていますか。

(担当課) 現状を分析した上では、その程度の申請と感ずています。商工会議所に相談後、スピード感が合わず補助を断った件数は把握できていません。今後はそのような方たちを受け止められるように改善していく必要があると考えています。

(委員) 市は補助を活用してほしいのか、そうではないのかどう考えていますか。

(担当課) 半田市と商工会議所は、補助金対象エリアである、知多半田駅周辺や商店街等の中心市街地に新規出店を促したいと考えています。

(委員) 補助金は税金であるため、どのように使うかの明確な目的意識を持って補助金を支出するべきだと思います。

(担当課) 活性化させたいエリアに新規出店していただきたいと思っています。具体的には地域によって補助金の上限額を変えています。クラシティでは200万円、他の地域では50万円としていますが、補助金上限が多いエリアにより出店してほしいと考えているためです。昨年、商工会議所と協議しましたが、現在JR半田駅前の区画整理が始まり、徐々に空き地や換地ができています。その区域を上手く活用し、補助金対象エリアを拡大して令和9年度の完成につなげたいとの戦略を持って取り組んでいます。

(委員) 今年度の補助件数が何故少ないか、それを確実に分析しないと今後の手が

打てません。補助の申請期限は年内ですが、対応が遅いと感じます。

(担当課) 商工会議所と連携し、補助金の周知に努めました。不動産屋は出店を計画している事業者が出入りするため、不動産屋に声を掛け、補助金を周知していただきました。今年度の相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響による貸付制度の反動があったため、少ないとお答えしましたが、何故少なかったかを分析を続けていきます。

【審査結果】 承認：A1（指示事項）

- ①令和4年度の実績を把握し、目標値を下回る場合は、原因の分析を行うこと。
- ②実績に基づく予算請求を行うこと。

産業課 補助金－18 商店街活性化事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、市内の商店街における店舗数が平成元年をピークに減少が続き、歯止めとなる支援が必要との考えから、平成21年から始まったもので、半田市商店街連合会及び半田商工会議所で組織する実行委員会が商業の活性化を図るために行う事業に対し補助を行うことで、商店街の形成を促進するとともに、地域コミュニティの維持と再生を目的としています。

効果としては、市内の商店街が一体となってイベントなど事業を実施することで、消費喚起を図り、賑わいを創出するとともに各商店街への集客拡大を図るものです。

個店や小規模な店舗ではなかなか取り組めないことを商店街が一体となって取り組むことで、商店街、全体に影響を与えることができます。

令和3年度は、コロナ禍の中、消費者が一カ所に集中するイベントではなく、お店に足を運んでいただき、店舗での買い物を促進させる取り組みとして、ええじゃないか半田を実施いたしました。

この取り組みは、参加店舗で買い物をした方に抽選券を配布することで、商店街店舗に出向くきっかけとなりました。

協議額としては、前年度と同様100万円としています。積算根拠については総事業費159万8千円余のうち、補助対象経費に対して、補助金の上限額である100万円を市が補助します。ただし、その内、2分の1の50万円については愛知県のげんき商店

街推進事業費補助金を活用します。

残額分の59万8千円余を、実行委員会である商工会議所と商店街連合会の負担としています。

138ページの執行協議書の項番5の前年度補助金等判定会議における承認条件又は指示事項と項番6の補助金等の執行に関する改善点等について、1点目の「より多くの人が利用する商店街となるよう、他市の事例を検証するなど、新しい視点を取り入れていくこと」については、資料の6にあります、改善点等の①のとおり、商店街単独でのイベントではなく、他の事業と連携して開催することでイベント参加者の拡大を図ります。

2点目の「事業の成果を適正に表す指標を定めること」については、資料の6の②にありますとおり、令和3年度はコロナの影響もあり、イベントではなく個店を訪れていただく内容としたため、店舗数としましたが、イベントの評価となるとやはり、参加人数になってきます。そのため、今回は、イベントに参加した方の数としています。ただし、他のイベントに合わせて開催することによる相乗効果を見込み、以前開催したイベントの参加人数に対して、上乘せしました。

【質疑】

(委員) 資料138ページ、項番5の①に対する回答になっていないと感じます。他市の事例の検証についての資料はありますか。

(担当課) 資料はありませんが、県内54市町村に、商店街に対してどのような補助金を実施しているかを調査し、それを参考に良い取組は今後も引き続き話を聞いています。その内容を受けて、半田市は単独のイベントではなく、複数のイベントを同時に開催することで集客につながる効果的な取組をしています。

(委員) 他市は具体的にどのように取り組んでいますか。

(担当課) 他市の事例を詳しく調査していないため、今後調査を実施します。話を聞く限り単独のイベントではなく、複数のイベントを同時に開催するとより効果的なため、半田市も同様に取り組んでいます。

(委員) 成功事例がある市町村はどちらでしょうか。

(担当課) 把握していません。

(委員) 他の自治体の成功事例を分析することが大事だと思います。

(担当課) どの自治体の成功事例かを把握していませんが、複数のイベントを交えて実施すると良いとの意見をいただき、半田市も同様に取組みました。先日10月1日に市政85周年を記念した85祭りを開催しましたが、この催しと合わせ、近年新型コロナウイルスの影響で開催できなかったはんだ商業まつりを合同で

開催しました。半田商業まつり単独の催しではあまり集客が見込めませんでした
が、合同で開催した効果があったと実感しています。

(委員) 令和5年度はどのような施策を考えていますか。

(担当課) 先日実施した85祭りとはんだ商業まつりは過去から開催しており、商店街と
の協議では今後もこの事業を進めたいとの意見があります。しかし毎年同じ内
容で開催するのではなく、中身ややり方を工夫したいと考えています。

(委員) 資料143ページ、令和2年度の収支清算書の支出の部では、広告宣伝
費の大半がWEB制作費に充てられています。現在も使用しているなら更新
料が掛かると思いますが、今も活用していますか。

(担当課) 現在は半田オンライン商店街というページがあり、この事業では商店街の店舗
紹介を引き続き行っていますが、現在は、WEBページ運用に係る予算の支出
はありません。

(委員) ホームページは随時更新していますか。

(担当課) 先日開催したはんだ商業まつりのチラシも掲載しています。基本的には商工会
議所が間に入り執り行っています。

(委員) ホームページを使い、新しい祭りやイベントのPRができていますか。

(担当課) 今年度のチラシが掲載できているため、取組んでいます。

(委員) 半田市として、商業活性化をどうしていきたいかという中長期のビジョンの中で、
今年度や来年度の位置づけを知りたいです。

(委員) 今後JRの高架下事業により、名鉄知多半田駅とJR半田駅を一体として
まちづくりをしていき、区画整理事業も相まって、どのような方向性でまちづくりを
進めていくかという視点は非常に大事だと思います。来年度の目標といった短期
の目標ではなく、長期的な大きな目標を達成するために、現時点で何をし
なければならないかを定めていく必要性はあると思います。市長特認顧問選定
後は、そのような視点も持って事業を進め、来年の補助金等判定会議ではあ
る程度の方向性は示せるとは思います。

(委員) 成果指標を参加店舗数から参加人数に変更しており、138ページの項番
6にあるように、同規模の事業の参加者実績2000人に対して、1.5
倍を目標値に定めていますが、これは実行委員会が定めたのか、お互い協議
して定めたのかどちらでしょうか。

(担当課) 補助金を支出している立場もあるため、市が主体的に考えましたが、市だけで
は決めかねるため、実行委員会の意見も伺いました。

【審査結果】承認：A 1（指示事項）

- ①他市の成功事例を分析して、事業に取り入れていくこと。

開 会（市民委員審査：令和4年10月6日（木） 午前9時）

産業課 補助金－16 商工業振興事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、市内商工業団体が商工業振興のために実施する各事業に対し補助金を交付するものであり、地場産業団体や地元商店街などの中小企業に主体的な事業を実施する意欲を持たせ、地域経済の活性化を促進するものです。主な事業は、販売促進、調査研究、組織強化及び啓発事業があります。

令和3年度に補助した団体においては、販売促進として、コロナ禍で売上が落ち込んだ飲食店を支援するため、醸すをテーマにした弁当の販売や半田商業高校と商店の連携により開発した、ココロギを材料としたドーナツ、クッキーの販売にも取り組んでいます。また、WEBやSNSを活用し、各商店自らが、自店を紹介できるようにするための講習会を実施しました。

なお、地域経済の活性化に繋がる取り組みをしている先進地への視察を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響があり、中止としています。

協議額としては、令和3年度と同様に1団体で、コロナ禍以前と同等の事業を予定しているため、前年度と同様に60万円としています。積算根拠については、総事業費210万円、その2分の1の額を基準とし、補助上限度額である60万円としているところです。

最後に、令和4年度が本事業の見直し期限となっておりますが、新型コロナウイルス感染症により、各商工業者は大きな打撃を受けるなど商業者を取り巻く情勢は厳しさを増しており、また、現在補助している団体については、商店街の加盟店数は年々減少している状況であります。そうした状況のなか、飲食店や小売店が多く立地する本市の産業振興を推進するためには、本団体が中心となり、そうした中小規模商業者を牽引していくことが重要であり、令和5年度以降も引き続き支援していく必要があると考えています。これらのことから、本事業を継続していきたいと考えます。説明は以上です。

【質 疑】

（委 員）資料7ページの令和2年度及び令和3年度の収支決算書、あるいは資料8ページの令和4年度の収支予算書における事業費等負担金とはどういったものですか。令和2年度及び令和3年度では0円となっていて、令和4年度では125万円となっておりますが、なぜここまで差があるのですか。

（担当課）商店街連合会として実施する様々な事業のなかでも、補助金だけで事業を

行うのではなく、その事業の内容によっては恩恵を受ける事業者にも負担金を求めており、これを予算計上しているものです。商店街に対しても、補助金ありきで事業を行うのではなく、自分事として捉えていただくということで、負担を求めていくものです。

(委員) 資料 7、8 ページに記載の事業収入に関して教えてください。令和 2 年度と令和 3 年度の収支決算書、令和 4 年度の収支予算書には、事業収入が 10 万円計上されています。毎年度同一の金額ですが、これは 10 万円でないといけない理由があるのですか。

(担当課) 令和 4 年度予算については、本来であれば市の予算のように事業内容を精査して予算計上していくものであると思いますが、昨年度の反省を生かして今年度はどういったことをやろうということを、令和 4 年度に入ってから協議しながら進めていくということがあるため、予算上は 10 万円としているものです。令和 3 年度は、令和 2 年度と同規模の取組をすることを最初に考えて協議していたため予算上は 10 万円ですが、実際には決算にあるように令和 3 年度は 9 万 2 千 6 千円の事業収入がありました。これほどの金額が事業収入として見込めるなら、事業者の負担金を落とすことや、補助金額を減らすことも考慮されるべきだろうということで御質問されているのかと思いますが、事業の内容については令和 4 年度に入ってからどういう取組をするかをしっかりと協議しながら進めていくということで、予算上はこうした形で上げられています。

(委員) 予算だけ見ると、事業収入を上げていこうという考えではなくて、事業収入を増やさないと考えているように見えてしまいます。

(担当課) 商店街連合会が、次年度の事業の取り組みについて考える中で、基本的には支出をまず捉えてそれに対してどういった収入が必要かということ予算計上されていると思います。その中で事業収入については、ごはんだ食まつりを実施すると言ってはいますが、どういった事業をやるか未確定な中、それに見合う収入があるのかまだ不透明なところがあるので、とりあえず事業費と負担金で予算計上し、事業収入については例年のごとく 10 万円予算計上されているものです。

(委員) 販売促進費の内訳をみると、ごはんだ食まつりもそうですが、商学連携事業についても行う予定ということですね。これについても事業収入が見込めるということで、販売促進費を前年度決算よりも増やしているのではないのでしょうか。

(担当課) 商店街連合会の予算の在り方については、御指摘を受けて疑問に思われていることはわかりました。私たちもしっかり目を通して、事業収入については販促事

業を行うことで相応の収入があるということを考えて適切に予算計上する方が好ましいと伝えていきます。

(委員) ごはんた食まつりをやる限りは、相当な収入があると思います。買おうにも大変な行列のために買えないくらい賑わっていますよね。これをやると言いながら予算上の事業収入は10万円ていくというのは多少無理があるように思います。

(担当課) 御指摘のことはわかりました。市としても少し見落とした部分もありますので、事業収入の在り方や予算計上の在り方については商店街と話しながら、今後は決算を見てしっかりやっっていこうと思います。

(委員) 商店街連合会の作成した予算はどの程度確認されているのですか。

(担当課) 事業の支出に目を向けていたので収入まで見きれていなかったということは、こちらの落ち度であるとも言えますのでしっかりと詰めていきたいと思っています。

(委員) 令和5年度の補助金額も、事業収入が一定程度見込めるのであれば補助金を減らせるのではないかということについてはいかがですか。

(担当課) 補助対象額から事業収入を控除した額の2分の1を補助しています。今年度についても予算上の事業収入額の御指摘はあるものの、補助対象額が補助上限額60万円を超えていますので、次年度についても60万円は引き続き支出していきたいと思っています。

(委員) 事業収入額を10万円と置き続けることの違和感もそうですが、こうなるとどうして補助が必要なのかわからなくなってしまう。様々なことに取り組みながらすごく頑張って収入も上げてきているところだと思います。その上で、新たにこの分野をバックアップしたいということで補助をしていくならわかりますが、そうした考えはありませんか。

(担当課) 商店街としても上手くやってきて、この事業の中で収益を上げるような努力をされているところですので、そういったところはしっかりと自分たちでやっていただければと思いますが、一方でこの補助金の目的の一つとして団体に持続性を持たせるということもあります。人材育成や商店を長く維持していただけるような部分については、収益が発生する部分ではないので、そこについては引き続き補助をしていく必要があると考えます。

(委員) 組織強化費とか、その辺の事業に重点を置いた予算立てであれば、先ほどの事業収入の件との整合性はあると思うのですが、今のまま販促費に大きく配分された予算ではなかなか説明が難しいですね。

(担当課) それはそうなのですが、ただ、これまで補助してきてようやく軌道に乗ってきたところなので、もう少し販売促進の面も支援していきたいです。販売促進を努力し

て積み上げてきたところで、収益があるからといってすぐにこの部分を減らしてしまうのもなかなか厳しいため、もう少し引き続き補助をしていながら、他の組織強化費などと調整していきたいと思います。先ほど、調査研究費や組織強化費などの収益性がない部分も補助し続けたいという説明をいたしました。今後、販売促進の部分は自分たちでできるかということを確認する中で、販促費を減らして、重点的に収益の発生しない事業者支援の部分に補助していくことを、協議していきたいと思います。

(委員) 商店街が独自で自立していけるといいとは思いますが、やはり難しいのでしょうか。

(担当課) 継続的に事業収入が上がってこれば、商店街が自立してきているのではないかなと言えるかと思いますが、それでも調査研究費、組織強化費など様々な側面で支援は必要かと思えます。今後どこに力を入れて進んでいくのかについては、ずっとコロナの関係で出来ていないこともありますし、コロナ対策でこういった取組ができるかの調査研究をしたいとも考えてみえますので、意見を聞きながら調整する必要があるかと思えます。今のご指摘を受け、重点的にやっていきたいというポイントを市としても把握しながら、それに合わせるように補助の見直しをする必要があるかと思っています。

(委員) 資料 8 ページの令和 4 年度の収支予算書の支出欄に、内書きで補助対象額としての記載があるかと思いますが、この数字が令和 2、3 年度収支決算書における予算額に書いてある数字に対応しているという理解でよろしいですか。令和 2、3 年度収支決算書では内書きがないなど、書類の作り方に差があつて不明なためお聞きしています。

(担当課) そうです。表記の仕方が異なりますが、令和 2、3 年度の収支予算書には、令和 4 年度の収支予算書における内書きの補助対象額の部分を抜粋して記載しております。

(委員) わかりました。例えば令和 3 年度の収支決算書を見ますと、販売促進費が予算としては 105 万円の補助対象枠がありますが、決算では 132 万円となり、その枠を超えています。これも対象としているという理解でよろしいですか。

(担当課) はい、対象にします。

(委員) 予算上では 105 万円と決まっていたものでもそうした取扱いになるのですか。

(担当課) あくまでも予算であり、決算時に当補助金の上限を超えない限り支出する考えです。予算上、販売促進費、調査研究費など 4 項目でそれぞれ予算計上されていますが、補助対象として見ているのは総額です。この総額に対して決算

額はどうなったかということで補助金額を計算しておりますので、販売促進費の予算に対して132万円執行されたからといって、105万円までしか応じないという取扱いはしておりません。ましてや、この時期はコロナ禍において事業を縮小した部分もあり、できることは何かということで予算の流用、他の事業から予算を回して販売促進につなげたということもありますので、こうした取扱いが妥当であると考えています。

(委員) 令和2年度でも啓発事業費が予算30万円のところ、決算としては50万円となっているということは、これも同様に個別の費目よりも全体としてどう使ったかという取扱いをしたということによろしいですか。

(担当課) そうですね。事業自体がその年の状況によるところがあり、今回はコロナの影響が1番大きく、取り組みたかったことも出来ない状況がありました。商店街連合会としては、この中でできることを考えて取り組まれたということもありますので、当初計画していた別の費目の予算を回してでも事業を実施して、商店街の振興、維持を図るために取り組まれた結果と考えています。

(委員) ただ、予算と決算の乖離があまりに大きいので、結局は実績で補助をしているような形になってしまいます。補助金を判定する根拠としては予算でしか出来ませんが、予算を見て60万円が妥当だと判断しながら、いざ決算になると予算もなにもないようになっているのでは判定根拠を失ってしまうようなものなので、もう少し予算と決算の乖離を縮めるようなことは考えられたほうが良いと思います。

(担当課) それは承知しています。ただ、商店街からすると、今年やったことを概ね来年もやりますが、来年は前年度に実施したことの反省を生かしながら、何か変わったことができればやっていきたいという考えのもと、色々と工夫を凝らしながらやられています。確かに仰られるとおり、この予算でこうした事業をやるからこの補助金が必要だと判断することは当然であることは重々承知しているのですが、やはり市の予算編成時期と、商店街側の動きはタイミング的にずれがあるため、予算の段階で1年先の状況をしっかり捉えて精査できるかといえば難しい点はあるという点をご理解いただきたいと存じます。

(委員) 理解はできるのですが、補助金は政策誘導的な側面があり、補助金を執行する以上は産業課として一定の努力も必要かと思います。

(委員) 販売促進の成果が出ているという話がありましたが、事業成果の指標が歩行者・自転車通行量となっており、事業目的に向けて実際に動いている内容と、成果の図り方が全く整合していないと思います。もう少し目的を意識して成果指標の設定をされてはいかがでしょうか。

- (担当課) はい、成果指標につきましては御指摘のとおりであると思います。指標を見直すことを考えていきます。
- (委員) 資料 6 ページの令和 4 年度半田市商店街連合会事業計画（案）の主な事業計画のうち、販売促進・組織強化の箇所に「商店街にぎわい創出事業の実施」、「ごはんだ食まつりの開催」が載っています。昨日の会議で審査案件となっていたにぎわい事業とどのようにすみ分けされているのでしょうか。昨日の案件でもにぎわい創出とありましたが、ここでもにぎわい創出事業とありますが、補助の対象が重なっているようなことはありませんか。また、ごはんだ食まつりはクラシティで行っているということですが、そうしますと、ここに記載のあるにぎわい創出事業にも入ってくるような気がします。わざわざ分離して実施したものなのですか。
- (担当課) 資料 6 ページの主な事業計画については、商店街連合会としての事業計画が記載されているものですが、この中で※印がついているものが半田市の補助事業です。したがって、ご指摘のにぎわい創出事業の実施に関しては、※印がないものですので補助金は使われておりません。ごはんだ食まつりについては、今年はクラシティで実施されましたが、以前はイオンの駐車場を利用したりもしていました。クラシティを支援しているというよりも、イベントの実施場所がたまたまクラシティとなっているということです。
- (委員) 場所は毎年変わるのですか。
- (担当課) ここのところ数回はクラシティです。コロナの関係で屋内は避けたほうが良いということもあって、イオンの駐車場をお借りして取り組んだときもあります。
- (委員) わかりました。場所が被っているだけで、事業としては分かれていますね。
- (担当課) はい。にぎわい創出事業に対してこの補助は使われておりませんが、ただ商店街としては、商店街の一部の事業の中になるものですから当然に、支援というか関わりは持っていかなければならないということで記載されているということです。
- (委員) 追加で配布していただいた産業課の補助金の一覧表を見て思いましたが、他の事業と交付先が異なるとは言え、補助金のすみ分けが分かりづらいことは確かであると思うので、ある程度事業の整理をすることができればとは思っています。補助金の成果指標でもあるように、目指すところはにぎわいがあるまちづくりとなっていますが、ここにすべての事業を結びつけることは難しいイメージがあります。どちらかというこの補助金は、人材育成とか、先進的な取組をしたり、商店街をもっと強化していくような内容だと思うので、他の委員の方も言われていましたが、目的をはっきりさせて団体の人材育成等に整理したほうが、他の補助金と

の兼ね合いも考えると、良いのではないかと思います。もちろんすぐにできることではないと思いますが、そうした方向で考えるのも一つだと思います。

(担当課) 先ほどからも御指摘をいただいているので、収益性のあるものについては独自で走ってもらって、それ以外の収益性のないところ、例えば調査研究や人材育成といったところに重点を置いていくということは少し考えていかないといけないとは認識しております。ただ、その収益をあげられたごはんだ食まつりがなぜ行われているかという、コロナの影響で飲食店の売上げが落ちているところで、お弁当を作って少しでも収益を上げていきたいというのも一つの理由だったのですが、もう一つ、「醸す」というテーマを設定して、味噌や醤油などを上手く使ったお弁当を開発する、もっと言えば新たなことにチャレンジするという意味合いもあります。この事業の中では販売促進とは言っていますが、事業者が新たな商品開発をして、ごはんだ食まつりでの売上げで手応えを確認するなかで事業継続につなげていくという側面もありますので、ただ単に人材育成ということだけを見ていけば良いというわけではないということもご理解いただきたいと思います。

(委員) ごはんだ食まつりをずっと続けていくわけではなく、また新しいイベント等を考えられているのでしょうか。

(担当課) ごはんだ食まつりは非常に収益が上がってきているので、補助金から外すかといったことや、このままずっとやっていくのかということについては考えていく時期であると思います。

【審査結果】 承認：A2（承認条件）

- ①事業収入を適切に見積り、協議額を決定すること。
- ②事業の目的に即した成果指標とすること。

生涯学習課 補助金－2 青少年健全育成活動補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、地域の青少年の見守り、地域の方々と青少年とがふれあう機会の創出を行う団体や、青少年の健全育成をめざして社会奉仕活動等を行う団体の活動を支援することで、地域で青少年の成長を見守り、育む機運を高めることを目的としています。

令和5年度の協議額は243万円で、令和4年度予算と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。補助対象については、今年度

から従来の少年を守る会から、地域で活動する団体へと移行しておりますが、要望があったのは5中学校区のうち、1地区でした。地域からの要望を補足しきれていないことから、令和5年度も同額の協議額としました。

昨年度、この補助金を承認いただく指摘事項として、「地域へ活動を移行していく際にも、生涯学習課が間に入ってコーディネートし、本来の活動目的のため注視監視していくこと」、「補助金が適切に執行されているか精査すること」の2点の指摘をいただいております。

地域への活動移行については、昨年度、市と各地区の少年を守る会代表者で話し合いを重ね、会が担ってきた役割を地域が担うことで、会を発展的に解消していくこととしました。しかし、これまで行ってきた事業をどう継続していくのか、活動主体をどうするのか、どこが担うのかという点など整理できていない地区もあり、令和5年度に向けて、生涯学習課が学校運営協議会等へ出向き、地域の実情を聴き取り、本補助金につながる活動や事業団体をコーディネートしていく予定です。今年度は、本補助金の見直しの過渡期であると考えており、地域の要望・意向の補足に努めてまいります。

【質 疑】

(委 員) 協議額の積算根拠についてですが、少年少女発明クラブへの補助金25万円の根拠は何かありますか。

(担当課) 昔から25万円で支出しており、根拠を確認中ではございますが、今の時点では見つかっておりません。

(委 員) 根拠はない状態で令和5年度も25万円支出するということですか。

(担当課) 少年少女発明クラブは、愛知県内でも各市町に事業を通じて貢献をしております。半田市においても、昔から青少年や子供たちに科学の面白さや発明の面白さなどを伝えていただく大事な存在として活動されていることを踏まえ、今後もこの補助金額で支援していきたいと考えております。

(委 員) 少年少女発明クラブへの補助はいつからですか。

(担当課) 10年以上前から続いていると思いますが、正確な年度までは、把握しておりません。

(委 員) 補助金額の根拠も、要綱で定めるところの「市長が事業の実施に必要と認められた額」に該当すると思いますが、この金額は内部の会議などで決まるということではないのでしょうか。

(担当課) 要綱上の規定ではその通りです。ただ、昔からこの金額で補助をするということになっておりまして今日まで続いておりました。

(委 員) 補助金額の妥当性は検討されていませんか。

- (担当課) これ以上増やすということは考えておりませんが、減らすにしても相当の根拠がないため、この金額が妥当ではないかと考えます。
- (委員) それでも市として補助をしていく以上、金額の根拠はあった方がいいと思います。
- (担当課) ご指摘の点はこちらとしても承知しておりますので、過去の経緯を確認しながら考えていきたいと思えます。
- (委員) 補助金の根拠は無くても構わないのでしょうか。
- (委員) 基本的には必要です。市の補助金は政策的な誘導のために行うもので、補助することによって目的とする効果を表したいということで実施していくものです。これは補助の考え方として基本的な部分であって、例えば少年少女発明クラブの事業の中で、ある部分を伸ばしてほしいという意味でその経費に対する補助をするというものであるべきだと思います。補助金額の考え方は担当課としては明確にすべきです。根拠については、補助がどこに当たっているかなどしっかりと説明できるようにしてください。
- (委員) これまで少年を守る会に支出していたものは完全になくなったのですか。
- (担当課) 令和4年度からは補助の対象を5中学校区の少年を守る会から地域等に変更しておりますので、少年を守る会に対する補助はありません。昨年度に、少年を守る会を継続していくのか存続していくのかを代表者で話し合いをしてきて、結果として発展的解消という形で合意がとれております。それに代わる団体や事業は、5中学校区の地域の中で見つけていきたいと思いますということだったのですが、少年を守る会をどうするのかということに焦点が当たり過ぎてしまい、次の団体というところまで考える余力がなかったというのが現状です。そのなかでも乙川地区で一つの団体から手が挙がり、別の中学校区で候補となりそうなのは、成岩地区かと考えております。成岩地区では、小中学生が中心的存在として声かけなどを行って、ラジオ体操を長年地域で取組んでおり、令和3年度もコロナ禍ではあったのですが多くの方が集まったと聞いております。そういった地域での活動に対しては、この補助金を活用できるのではないかと考えております。
- (委員) そうすると、地域の中で新たに団体を立ち上げることとなりますか。
- (担当課) この補助金を活用するにあたって、新たに団体をつくるのか、それとも今現在ある団体になるのかは今後調整をしていく必要があります。
- (委員) 少年を守る会の活動に携わっていたこともありますが、その時も学校やPTAなどが関係しながら運営されていたと思いますが、今後もPTAなどが関係してくる想定なのではないでしょうか。

- (担当課) はい。P T Aの会長さんや副会長さんが携わっていただいておりますが、これから話を持っていきたいところは、学校運営協議会や活動に参加していただいている地域の方々と考えています。ただ、P T Aも関係はしてくると思っております。
- (委員) 地域の団体がないようなところでは、各中学校にある学校運営協議会がその役割を担っていくことではいけないのでしょうか。
- (担当課) 今まで、中学校の先生方に大変な負担がかかっていたという課題があり、それが少年を守る会の解消にもつながっているので、協議会そのものにまた話を持っていくことは難しいと考えています。
- (委員) そういうことですか。わかりました。
- (担当課) はい。なるべく地域に移行するようにしていきたいと思います。
- (委員) ただ、こうした地域での活動ができる団体や人となると限られてくると思います。またどこか個別に負担がかかるようでは継続していけない懸念もあるから難しいですね。
- (担当課) 学校の運営や教育に関係する部分について地域と一緒にやっていくことがメインだと考えており、青少年健全育成事業はどちらかというと放課後や休日の活動に地域と子供たちで関わる事業に対する補助となっておりますので、こうした考え方と団体・人とを関連させながら整理していきたいと思います。
- (委員) 少年少女発明クラブに対する補助について続けますが、資料 2 9 ページの活動実績報告書を見ると、中止となっている事業についても会場である創生館の使用料が払われています。この経費に補助が当たっていると解釈されてもおかしくないのですが、何が補助対象でどこの部分にお金が当たっているか明確にすべきだと思います。
- (委員) 資料 3 7 ページの乙川スポーツクラブ事業計画の令和 4 年度予算を見ると、市からの補助金の記載がありません。補助金で行う事業は別で収支予算書などがあるのでしょうか。これだけ見ると、補助がなくても事業が実施できるように思います。この補助金を何に使うか説明をお願いします。
- (担当課) 補助の対象については団体の事業計画ではなく、資料 3 8 ページの補助金収支予算書を見ていただきたいと思います。乙川地区への補助は、学習指導員謝金にあてていこうと考えています。対象団体は学校運営協議会が運営してきた学習の場を提供する団体です。これまで主に、地区に住んでいらっしゃる方からの寄附で成り立っておりましたが、この数年途絶えてしまいました。子供の居場所にもなりますし、学習の場にもなるので続けていきたいと考えており、

新聞に支援を募っている記事が掲載されました。資料 18 ページに活動実施計画書が載っておりますが、毎週 2 回開いており、主に地域の中学生 40 人ほどが通っております。愛知教育大学生が数名、指導員として子供たちに学習指導しており、これに対する謝金部分を補助していく考えです。

(委員) 令和 2、3 年度の成果指標がないのはなぜですか。

(担当課) 少年を守る会を解消して新たに地域へこの活動を移行していくという目標値に変えております。この新たに設定した目標に対して令和 2、3 年度は、該当無しということでこのような記載になっています。

(委員) これまでは違う指標があったということですね。

(担当課) はい。

(委員) 今回は 5 地区という目標値なのですが、事業目的に対してはそぐわない目標かと思うので考えるようにしてください。例えば、目的にそった内容だと、非行や犯罪、交通事故の発生率のような指標で、0 を目指していくなどの変更はできると思います。

(担当課) はい。仰ることはわかります。ただ今までは、この令和 4 年度に向けて少年を守る会をどうするか、また、それに伴い地域へ移行するに当たってどのような活動があるのかのような団体があるのかということを中心としておりました。今年度についても令和 5 年度に向けて、各 5 地区にこの補助金を行き渡らせるべく、各区の事業、地域で行っている活動を把握してコーディネートしていきたいと考えており、その結果どのような活動が出てくるのか分からないというのが正直なところであるため、現段階では詳細な目標値が明確になりません。

(委員) 将来的に、各中学校区に活動できる団体が出来ることを目指して、この目標が設定されているのですね。

(担当課) 各地区での活動が明確になりましたら詳細な目標を設定していきたいと考えています。

(委員) ボーイスカウトが補助対象になっていますが、今こうした団体が半田市には 9 つあるのですか。

(担当課) 分団などもありますので 9 つより多い数となると思いますが、主だった団体が 9 団体であって、これらの団体がこの補助金を活用したいということで対象としているものです。

(委員) 地域等として補助対象とする 5 中学校区との関連はどうなるのでしょうか。

(担当課) あくまでもボーイスカウトは地域等とは別だということで整理をしています。ボーイスカウトでの活動は単にボーイスカウトでの活動であって、地域等で行う活動と

は全く別の活動であることとしています。

(委員) 現在までで手が挙がっているのが乙川中学校区で、他の地区がどうなるのかわかりませんが、たまたま乙川で活動する団体がスポーツクラブであっただけで、必ずしも他の地区もスポーツクラブになるわけではないですね。

(担当課) そうです。対象団体はニコパルで活動されていますが、ニコパル自体を乙川スポーツクラブに運営していただいておりますので、運営団体としてこの名前が挙がってきております。したがって、他の地区につきましてはスポーツクラブになるとは限らず、地域に根差した活動団体に補助したいと思っております。

(委員) 同一地区でほかの団体が手を挙げてきたらどうするのですか。

(担当課) 5地区に満遍なくこの補助金を活用していただきたいと思いますので、同じ中学校区から手が挙がってきたとしても他の地域で手を挙げていただくように努力をしたいと思います。

(委員) 先着ですか。

(担当課) 先着ではなくて、毎年6月末までに申請をしていただいて生涯学習課、教育委員会で選定をしていく予定です。

【審査結果】 承認：A2（承認条件）

- ① 少年少女発明クラブへの支出の対象、根拠を明確にすること。
- ② 5中学校区のうち乙川地区以外において、活動の担い手を設定し、担い手として機能するように生涯学習課がコーディネートすること。

都市計画課 補助金－1 ふるさと景観づくり推進事業補助金

この補助金は、半田市ふるさと景観条例が施行された平成7年度から、主に景観形成重点地区内の良好な景観の保全と形成を図るため交付しているものであり、これまでに、半田運河周辺地区では、運河沿いに建つ中埜酢店の建物の保全、景観重要建造物に指定している半六邸の改修、亀崎地区では、景観重要建造物に指定している成田家の本宅や旧藤友呉服店の修繕、岩滑地区では、南吉生家前の常夜灯の修繕などに活用されており、今後も、良好な景観形成が期待できることから、継続的な交付が必要であると考えております。

また、令和5年度の協議額につきましては、具体的な案件は今のところ半田運河周辺地区で1件ですが、過去5年間の補助金交付件数の実績を基に定めた目標値である8

件に補助金の上限額 180 万円を乗じた 1,440 万円とし、景観形成重点地区での助成事業の P R に努め、進めていきたいと考えています。

【質 疑】

- (委 員) 資料 80 ページの別表第 2 の限度額のところに、国庫補助対象事業という項目がありますが、国からも補助金がある事業なのですか。
- (担当課) 組み合わせで補助がもらえるものがあります。まちなみ環境整備事業という事業でして、ハード整備と組み合わせると、国と市から補助を受けることができます。実際に岩滑地区でも 4 件、国庫補助を合わせて行っていますが、現在計画しているエリア、地区はありません。
- (委 員) 補助金は平成 7 年度から実施されているということで、大体 30 年弱経過していますが、目標とするところまでの進捗状況はどうなのでしょう。何%ぐらい進んでいるのでしょうか。
- (担当課) 景観の形成や保全に関することであるため、何%ということをお示しするのはなかなか難しいです。景観重点地区として、運河沿いの半田運河周辺地区、南吉生家や矢勝川を含んだ岩滑地区と、ユネスコに登録されている山車の引き回しがされる亀崎地区が指定されています。また、昨年に景観計画を改定し、運河から区画整理をしている J R 半田駅前にかけての区域を指定していますが、半田運河周辺地区につきましては、平成 29 年に国土交通大臣賞都市景観大賞の都市空間部門において国土交通大臣賞を取得しています。これは全国的にも認められるような賞であり、全国的にも良い評価を受けているということはありますので、何%ということはありませんが、順次こうした景観の補助金を使って解消していただくことで町並みの保全・形成に努めているところでございます。
- (委 員) さすがに 100%には届かないと思うのですが、当初から何十年も経っている中で目的とするところに近づいていっているのか、また、運河以外の岩滑地区などはエリアが広いなかで進んでいるのかなと少し思いましたので質問させていただきました。
- (委 員) 数値で達成状況を表すのは、やはり難しいですかね。
- (担当課) 半田運河周辺地区は黒壁の醸造蔵が並んでいるなどの一律な景観イメージが持てますが、岩滑地区は全体の区域を見ると建物が 290 件ぐらいあるなかでそれが全部変わることを目指すとなるとなかなか難しいところがあります。岩滑地区につきましては、もともと南吉が住んでいたところで、その物語や日記に

出てくるような建物がございまして、そうしたものを見て回るのにふさわしい、風景と調和したような環境が整っていることを目指したいと思っています。290件全部がというわけではなく、市民や観光でみえる方たちが回遊するのに、ふさわしくないような景観ではなく、南吉がこういった物語をつくるのに暮らされた地域だなと想像できるようなところにしようと思っています。エリアとして違和感を生み出さないような建物を建てないようなことを考えているところです。亀崎地区については、昨年度景観計画の改定を行った際に意見として、現状の建物を保全するのももちろん大切ですが、空き地・空き家がだんだん増えてきており、この空き家を地域の方が手を入れてお店などもつくられてきてはいるものの、空き地に新築されるときには景観を意識して建てていただかないとせっかくの風景が台無しになってしまうおそれもあるというものが、今後はこの辺りを周知PRしながら取り組んでいこうとしています。本当はパーセンテージを示すことができればいいのですが、性質上なかなか難しいものがあります。結局は民間の建物なので民間の方たちが出資するのですが、継続的にそれが行われるように後押しするところでこうした補助金を用いたり、市としても地域と一緒にPRしていくということは大事かと思っておりますので、ご質問の答えにはなっておりませんが、そうしたことが必要だということで取り組んでいるところです。

(委員) 補助金の推移を見てみますと、令和2年度は9件、令和3年度で10件の実績がありますが、来年度は8件の目標に抑えられているのはなぜでしょうか。

(担当課) 令和4年度の現状は7件となっています。目標については、過去の実績件数の平均のみで定めていたものを、今年からは少し目標値の考え方を変えています。基本的には届出を出さなければ改修・修繕・新築等が出来ないのですが、この届け出の際に、補助金を活用して景観に寄与するような建物にさせていただくよう努め、積極的に補助をPRする前提で、過去5年の平均値に1割程度かさ増しするような設定をしています。

(委員) 色々な制約もあるとPRも難しいのでしょうか。

(担当課) PRについては基本的に全区域を職員がチラシを持って回るような形でPRしています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度については接触することが難しいなか、区長にも相談しながらポストインという形で行いましたが、基本的には、対面して説明する中で建替や修繕するときにはこうした補助金があると紹介しながら、景観づくりに協力をお願いしています。特に亀崎地区については、来年度から無電柱化の工事を通りの一部で行ってまいります、それに係る協議会の会長さんと私どもと一緒にPRに回っていただくような形で行うなど、

より効果的な方法で行うことを考えています。

(委員) 資料 7 ページの補助金交付実績一覧表をみると、例えば令和 2 年度は 9 件で交付額の合計が 4 5 4 万 4 千円、これを平均すると 1 件約 5 0 万円ですね。それから令和 3 年度でみると、1 0 件で 6 8 4 万 9 千円、平均すると 1 件約 6 8 万ですね。令和 4 年度は、1 8 0 万円の上限にひっかかるのが結構多いので合計の 8 7 0 万 9 , 4 0 0 円を 7 件で割ると約 1 2 0 万になります。こうした状況であるにもかかわらず、令和 5 年度の協議額の算出根拠をみると全件について上限の 1 8 0 万円で計上されていますよね。これはなぜなのでしょう。

(担当課) すべて 1 8 0 万円ということは、なかなか難しいのではないかと話はもちろんありますけども、上限額で上げさせていただいたのは、年間何件の方が利用いただけるか見通せないこともあるなかで、ある程度の余裕を持たせたいということがあります。大体的場合、申請されるのは建築をされる直前に近いところでされますので、これに対応しようとする、補正予算や次年度の予算で対応することになってしまい、建築・修繕を実施したタイミングに補助金が上手く活用できないといったことも出てきてしまいます。できれば市民の方にも迷惑をかけずにご協力をいただきたいので、最大限というところを計上させていただいて、その予算の中ですぐに要望があれば対処できるような形にしたいため、今回の協議額としました。

(委員) それでも平均を見ると、見込 8 件すべてを 1 8 0 万円の上限でみるというのは多過ぎるのではないのでしょうか。

(担当課) 確かに今までの実績の中では上限額を使つての大規模修繕などが多くあったかと言われると実績はありませんが、この事業は民間の方に協力をお願いしながら行っていく事業であつて、希望があつたときに、補正や来年度予算で対応することとして少し待つていただくこともなかなか難しいので、適切にすぐに対処できるようにしたいという意図でこのような計上をしています。

(委員) ただ、上限額で予算をつけた場合、実績から考えると余ると思いませんか。

(担当課) 今までの実績からいくと全てが 1 8 0 万円ということはないので余ることは考えられます。ただ目標の 8 件を超えてきた場合、予算の中での対応がすぐに行えるかという懸念もあります。

(委員) その件数の見込みとしての 8 件は妥当だと言えるのでしょうか。

(担当課) 目標は、先ほど説明したとおりですが届出の件数の割合に 1 割かさ増しするような形で定めたのが 8 件です。1 0 件程度実績があつた年度もありますので、

増えることも想定されます。上限で予算を設定しておけば10件出てきたときにも速やかに対処できるので、1件あたりの金額は180万円として計上させていただきますということです。

(委員) 単価を今年1番高い単価での130万円にして10件見ても1,300万円ですよ。協議額の1,440万円は要らないですよ。

(担当課) 確かに実績から見ると、仰られるとおりかと思いますが、目標を定めるなかでそれに向かって最大限の対応ができるようにしたいという考え方ですので、上限で予算計上させていただいて、その目標を超えられるように取り組んでいきたいと思えます。

(委員) 平成7年から実績があるのであれば、この3年分ではなくて、もう少し遡って平均単価を見たら、どの程度を用意しておけば余裕があるということは、わかるのではないのでしょうか。その数字を見れば、180万円を見ておかなくてはならないということはないと思えます。

(担当課) 昔まで遡ることで単価はかなり下がっていってしまうので、ここ3年をみています。だんだんPRも効いてきており、昨年度に景観計画の改定をするときにお話を聞いた際も、家が改修されていい景観になったなどの話があり、少しずつ住民の意識が高まっていると感じています。そういったこともあるので、過去の年次推移をみれば、確かに凹凸がありますが、過去に比べると全体的には少しずつ件数金額ともに増えていっています。実績から目標を定めたりはするのですが、PR効果や住民への制度の浸透具合を考慮してできればここ数年の状況を基礎としたいと考えています。

(委員) やはりその理由では理解は得られないと思えます。市全体の予算配分をしていく中で過剰に予算計上すればその分どこかが減ることとなります。そのあたりのことも考えたときに、やっぱり委員が仰るとおり実績で考えるべきだと思います。今は伸び代を加味して今年度の見込み件数7件を令和5年度は8件に増やして目標としているとのことですが、目標に向け努力していきます、PRしていきますというのはいいと思えます。その8件に掛け合わせる金額ですが、例えば令和4年度の平均をとって124万円とすると、8件に124万円かけて992万円になります。各エリア、対象物、修繕や大規模修繕といった行為種別で色々な組み合わせがあるなかで、平均を考えるとこれ以上の額は難しいと思えます。過剰な予算となるのではないかというご指摘ですので、これに反論できないのであれば削らざるを得ないと思えます。

(委員) 過去まで遡って平均値を出すと、非常に低い予算額になってしまうので、今後

も伸びていくことが期待されるなかでは、直近である令和4年度の見込みから算出した平均補助額に、目標とする8件を掛け合わせて積算をするということによろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

【審査結果】 承認：A1 (指示事項)

- ①協議額については、実績値に基づき設定をすること。
- ②目指す景観のイメージを明確にすること。(説明できるようにすること。)

健康課 補－4 地域介護予防活動支援事業補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金は平成29年度の介護保険制度の改正を機にスタートしたもので、地域住民が主体となって運営する高齢者の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを推進することを目的として交付するものです。

具体的には、市民活動団体等が行う、体操教室や趣味の活動、サロンなどがこれにあたり、これらの事業を通じた活動が介護予防に繋がっていくものと考えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響から引きこもりがちな高齢者が増加する中、通いの場の役割はますます高まっており、今後も、維持・推進していく必要があると考えています。

令和5年度の協議額は847万7千円で、昨年度と比較して7万8千円の減額となっています。

令和2年度、3年度はコロナ禍で活動を休止した団体も散見されましたが、活動を再開する団体も徐々に増えてきており、本年度の交付申請の状況から、次年度の活動見込み団体数と1団体あたりの交付見込額をもとに協議額を算出しました。

昨年度、この補助金の承認条件として、「アンケートやフレイルチェック等を利用して介護予防効果を具体的に精査すること。」が付されております。

これについては、今年度より新たに全ての団体に対し年度当初にヒアリングを行い、介護予防に繋がる取組みの状況や補助金の使途などについて確認を行いました。必要に応じてその場での指導も行いました。また、介護予防の観点から改善の余地のある団体に対しては、今年度から開始する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の中で保健師等の専門職が現地を訪問して指導していきます。

なお、市民委員の方から事前質問として、令和3年度の活動実績で、活動期間や参

加者人数について、本件補助金交付要綱の基準を満たしていない団体に交付している理由をお尋ねいただいております。

回答としては、コロナ禍のもと感染予防のために活動休止や人数制限を余儀なくされている事情を踏まえ、高齢者の心身の機能低下を防ぐ観点からも、活動の支援は切れ間なく行う必要があるという判断のもと、救済措置として交付要件を時限的に、1か月あたりの利用者数を5人以上、活動期間を2か月以上の継続実施に緩和いたしております。

【質 疑】

(委 員) 要綱の規定が少し分かりにくいです。資料47ページの要綱第3条第5項に「事業を6か月以上継続して実施し、又は実施する体制が整備されていること。」また、第4条第3号に「1か月当たりの利用高齢者数が延べ20人以上であること。」とあります。年間で240人が活動していなければならないということでしょうか。

(担当課) 20人という規定は、1か月当たりの利用する高齢者の延べ人数のことを示しております。毎月2回以上延べ20人以上が参加した活動が、6か月以上行われているということが補助の対象条件であり、年間で何名活動に参加したかではありません。

(委 員) 要綱が誤解を生む恐れがあると思います。

(担当課) 表現の見直しについて考えていきたいと思っております。

(委 員) 資料26ページの項番6の補助金等の執行に関する改善点等に対応して、活動内容の確認や補助金使途について指導をおこなったとの説明がありましたが、どのような指摘事項でどのように改善が図られたのでしょうか。

(担当課) 団体へのヒアリングの中で大会の景品を補助金の対象となる経費に充てている団体については、景品に過度に経費を充てることのないように、景品を出すのであれば日用品に限るよう指導しています。また、教材等を購入する場合は、個人所有になるようなものは補助金の対象外と指導をしています。他にも主にグランドゴルフ等の活動で、グランド整備のための除草剤は活動とは直接関係ないため、補助金の対象外と御指摘をさせていただきました。

(委 員) 大会の景品は、日用品なら補助の対象となるのですか。

(担当課) ごみ袋やラップ等の日用品であれば、許容範囲としています。

(委 員) 日用品の景品であれば補助の対象となるとの説明ですが、資料48ページに記載されている要綱の別表第1に対象経費が明記されているため、これに沿うべきではないでしょうか。消毒液等の活動に必要な消耗品は、対象として問

題ないと思いますが、景品等として配布するとなると、先程説明であった個人所有の教材と類似するのではないのでしょうか。

(担当課) 活動の活気やモチベーションの向上につながるため、ごみ袋やラップ等の日用品程度であれば、容認してきました。

(委員) 試合や大会を開催する場合は、参加者の本人負担無しで開催していますか。景品を出すのであれば参加費を募り、それを使って景品を購入したほうが良いのではないのでしょうか。

(担当課) 会費を徴収している団体もあれば、そうでない団体もあります。担当課としては、会費の徴収の有無について関与していません。

(委員) 補助金の対象経費として購入するものについては、明確に線引きをするべきだと思います。活動のなかで、水分補給のための飲料代であれば、補助の対象で良いと思いますが、それ以上のものに市の予算を投じるのはいかがなものでしょうか。

(担当課) 補助金が華美な景品の購入に充てられるのというのは、絶対にあってはいいいですが、例えば、お茶とかスポーツドリンク等であれば認めても良いのではないかと考えております。どこまでを可とするかは、もう一度担当課で精査をさせていただきます。

(委員) 団体を細分化した方が支給額が多くなり、得することになっていますが、補助金を公平に交付するため、団体の認定の仕方等は確認や調査はしていますか。

(担当課) 今年度から、全ての団体に対して年度当初に、ヒアリングを行い、それぞれの会の独立性についても確認をしております。実態は一つの団体なのに、細分化することで、補助金の交付金額が多くなるようにヒアリングの中で、団体の実態を確認しておりますが、ご指摘を受け、より実効性のあるチェック方法については考えていきます。ヒアリングで、代表者が同一の団体についても活動の内容が別であることが確認されれば、補助金としてはそれぞれに支給をするのが適当と判断しております。

(委員) 団体が細分化する要因として、資料48ページに要綱の別表第2、運営費補助の補助限度額が記載されており、1か月当たりの利用高齢者数（延べ人数）が20人から60人未満の団体へは月額2千円。100人以上の団体へは月額4千円となっています。例えば1か月の利用者数が120人の団体があったとして、通常ですと月額4千円もらえますが、これを細分化して20人ごとの団体にすると六つの団体を作ることができます。20人の団体へは月額2千円の運営費補助が支給されるため、六つの団体で月額合計1

万 2 千円の補助を受けることができることとなります。こうした仕組みが団体の細分化の方向に働いているのではないかと思います。実質的には一つの団体、あるいは活動と思われるところへは、団体を集約してもらう必要があると思います。

(担当課) 今年度から活動内容に改善点がある団体については、専門職が訪問し指導することを予定しております。その中で、団体の同一性、独立性についても併せて確認をしていきたいと思います。

(委員) 各団体の活動の参加者は、特定していますか。

(担当課) 各団体から参加者の名簿を提出していただいています。

(委員) 提出してもらった名簿はどのように活用していますか。参加者が活動を通じて、身体状況等の改善が見られたかを確認していますか。

(担当課) 参加者名簿の使用用途としては、参加人数の申告だけでは実態をとまなっているのかわからないので、具体的に、住所、氏名、年齢が記載された名簿を提出していただき、実在する人物であることを確認しています。特定の人に対し、活動を通して去年より身体状況等がよくなったか否かといった追跡は、非常に困難であるため行っていません。

(委員) 説明の中で、専門職が訪問し活動の指導改善を行うとありましたが、多数の団体がある中、訪問する団体はどのように判断しますか。

(担当課) 今年度行ったヒアリングの中で、活動内容や予算の妥当性等を聞き取り、採点表を作成しました。採点表は、それぞれの項目ごとに 1 点から 5 点で点数付けをしたもので、特に評価の低い団体については、今後専門職が訪問することとしています。今年度のヒアリングの中で、全 1 7 9 団体のうち 2 6 団体を改善が必要であると判断いたしました。それらの団体全てに対して訪問を実施するのか、その中からさらに精査して訪問をするのかは現在調整中です。

(委員) 資料 3 7 ページ以降に各団体の活動内容が記載されており、ヒアリングの中で活動内容を聞き取る必要がないように感じますが、どのような聞き取りをしていますか。また、麻雀などの娯楽性の高い活動をおこなっている団体は、どのように評価していますか。

(担当課) ヒアリングでは、「各団体がおこなっている活動が、参加者の介護予防効果につながっているのか。」「単純に娯楽的な活動となっていないか。」などの質問をしています。娯楽性の要素もある活動をおこなっている団体の活動を評価するのは難しいですが、質問に明確に答えられない団体に対しては、採点表の評価を低くしています。

- (委員) 麻雀をやっていて介護予防の効果が無いと判断した場合に、どうやって効果を上げてもらうように指導を行うのでしょうか。
- (担当課) ヒアリングを受けた団体の説明の仕方や意識の持ち方も重要であると考えます。補助金の交付を受ける以上、公金を受けて活動しているという意識を強く持ってもらうという目的もあるので、今年度に行ったヒアリングには一定の効果があつたと思います。
- (委員) 活動団体の参加者には、チェックシート等を実施していますか。
- (担当課) 団体の代表者に口頭で介護予防効果の確認をしています。
- (委員) 介護予防の効果があつたかどうかの評価は、参加者に対して行うものであるため、代表者でなく参加者に対し、チェックシート等を実施すべきではないでしょうか。
- (担当課) ヒアリングでは、まず、団体の代表者がどうとらえているかを確認しています。
- (委員) 介護予防の効果に繋がっているかを調べるのであれば、活動の参加者一人一人にチェックシートをやってもらい、その結果を集約すれば良いのではないのでしょうか。そこで初めて、その活動に対して効果があるか否かが分かってくると思います。団体の代表者に取りまとめを依頼すれば、負担も少ないと思います。
- (担当課) 評価の方法については、今後も継続的に検討してまいります。
- (委員) 資料26ページに記載の前年度の承認条件として「アンケートやフレイルチェック等を利用して」とあります。フレイルチェックであれば利用者側に渡し、自身でチェックを行えるものですが、実施をしていますか。
- (担当課) フレイルチェックは実施していません。
- (委員) フレイルチェックは、活動に対しての効果を測ることができるものだと思います。介護予防の事業なので、活動が介護予防になっているか、身体状況が悪化していないか。また、参加者の身体状況が介護保険の要支援の対象になるか、要介護の対象になるか。それらをフレイルチェックを活用してチェックすべきだと思います。趣味の活動と介護予防の活動を明確に分けるためにも必要なことではないかと思います。もう一点、当該事業は包括支援センター等との連携はとれているのでしょうか。
- (担当課) 直接、包括支援センターとは連携をとっていません。
- (委員) 介護予防ということであれば、包括支援センターとも連携をとるべきだと思いますが、どうお考えですか。
- (担当課) 包括支援センターとの連携の必要性については、これから考えていきます。
- (委員) 地域の介護予防活動は今後も大切なことであるため、それに補助金を支出す

ることも意義のあることだと思います。活動の参加者が、自分たちが主体であるとの意識を持って、介護予防や健康づくり、自身の体力、認知症予防を意識するためにもフレイルチェックは重要だと思います。社会福祉協議会や包括支援センター等が行っている事業の中でフレイルチェックを実施していることもあるので、それらの団体と連携をとることですましく思います。また、活動を通じて参加者の方が身体機能の低下や認知症の疑いを感じたときに、もちろん市の高齢介護課でも相談はできますが、包括支援センターでも当然相談はできるため、連携というのはかなり重要だと思います。

(担当課) 市の専門職だけで全てをやろうとするところは当然難しいため、ご協力いただけるような団体等との連携については、検討していきたいと思います。

(委員) 資料 2 5 ページの成果指標の参加率は、認知症施策推進要綱に基づく高齢者人口ですが、成果の推移は、月別の参加数、つまり延べ人数を全人口で割って求めたものではないでしょうか。延べ人数であるとしたら、同じ人が何度も参加した場合も値にカウントされるため、実態とは違います。

(担当課) 具体的な人数のカウントの仕方は、把握出来ておりませんので、確認をいたします。

(委員) 当補助金は、昨年まで高齢介護課の所管でしたが、本年度より機構改革の関係で健康課の所管になりました。改めて確認しますが、当補助金の最大の問題点は、今まで普通に活動していた団体がある日突然補助を受けられるようになったというところです。公金が適正に支出できているかという批判もある中で、適切な制度設計を考えるということが最大の課題です。現状を正当化するため補助金の対象としている活動団体に対し、フレイルチェック等を実施し、介護予防にどのように貢献がされているのかを確認して補助金の妥当性を検証していく一方で、179団体のすべてに補助を行うのではなく、介護予防に特化したような活動団体に補助を行う、新しい制度とするという考えもあります。両方の観点から今後の制度設計をどうすべきかを検討していかなければなりません。問題意識を持って取り組んでください。

(担当課) 今年度にヒアリング等の新たな取り組みを行いました。これで終わりというわけではありませんので、より実効性の高いものにしていくために、これからも、どうあるべきかということは検討していきます。

【審査結果】 承認：A2（承認条件）

①誰でも理解できるような要綱へと見直しを行うこと。

- ②交付を行う団体の認定方法について、公平性を保てるように精査を行うこと。
- ③介護予防の効果を図ることができるようフレイルチェック等の導入を検討すること。
- ④包括支援センターとの連携を念頭に入れた制度設計を検討すること。
- ⑤①から④指示事項で運用を行う一方で、当補助金が、現況に則した制度設計になっているかを検討すること。

子育て相談課 補助金－16 不妊治療費助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成18年度より、少子化対策の1つとして、高額な不妊治療費の負担軽減を図るため、導入しました。

資料53ページの上段をご覧ください。導入以降、令和3年度まで、一般不妊治療は市が5万円の補助、特定不妊治療については、県が1回につき30万円を助成するという体制で助成をまいりました。

次に56ページをご覧ください。こちらのチラシのように、令和4年4月より、不妊治療が保険適用となりました。窓口の負担は3割負担となり、かつ高額療養費制度により、負担の月額上限も設定されることとなりました。これをうけ、令和4年度より、県はこれまでの30万円補助を廃止したため、市の一般不妊治療の5万円のみ補助となっています。

49ページ補助金等執行調書にお戻りください。経緯・目的欄ですが、これらの経緯により、令和5年度から県の特定不妊治療を追加することとし、助成対象を人工授精や体外受精など今までの不妊治療の中で効果があるとされた治療が保険適用となったため、助成対象を保険適用分のみとしました。

今回の補助範囲の見直しにより、自己負担額の2/3の助成を行い、経済的な支援をすることで、若い世代の不妊治療の促進につながります。

令和5年度の協議額は、一般不妊治療と生殖補助医療いわゆる特定不妊治療と合わせて2,090万5千円です。これは、令和3年度の一般不妊治療の交付実績と県の交付実績、これに10%の申請増を見込んでおり、積算根拠は53ページ下段に記載のとおりです。

【質 疑】

(委 員) 特定不妊治療については県が30万円補助をされていて、市は補助していないということですか。

(担当課) 令和3年度までは県の補助があるので、市から特定不妊治療への補助はせず、一般不妊治療のみ補助していました。

(委 員) 今度からは保険が適用になるので3割負担になるということですね。

(担当課) 令和4年4月から全員3割負担です。特定不妊治療については一回50万円ほどかかるそうなので負担はこの3割の15万円ですが、高額療養費制度が適用になると多くの方は8万円程となります。特定不妊治療の方は随分低い額になりましたが、さらに補助を行っていきたいということです。

(委 員) 特定不妊治療の1,695万円というのはどう算出しましたか。

(担当課) 令和3年度の県への申請が延べ227件あり、1人で3回申請するという想定をしていますので、申請実人数は約76名となります。令和4年度から保険適用となるため約10%申請増になるだろうということと、令和3年度の一般から特定に移行した実績から年代別の割合を出し、高額医療による上限額を予想し、想定人数を年代別に出し、補助総額を算出しました。

(委 員) 一回あたりいくら補助することになりますか。

(担当課) 高額医療適用後の本人負担額の3分の2です。年1回の給付と予想しており、その年度の治療が終わったところで申請いただいて、その年にかかった分の3分の2を補助します。

(委 員) 一般不妊治療と同じように高額療養費制度を適用後の負担分の3分の2を補助するということですか。

(担当課) そのとおりです。一般不妊治療はいわゆる人工授精で説明しますと、1回につき1～3万円かかるということですのでその3割が一回の負担額となります。

(委 員) 近隣の市町は全て実施される制度でしょうか。

(担当課) 東海市・大府市が特定不妊治療について令和4年度から実施しておりまして、東海市は保険適用の治療のみが対象というのは同じですが年額上限30万円となっています。大府市は一般不妊治療については自己負担の2分の1で上限10万円、特定不妊治療は1回上限10万円となっております。ほかの市町は検討中ということです。

(委 員) 半田は大府市や東海市と比べ上限がないということですか。

(担当課) そうです。保険適用や高額療養費制度があり、その3割負担から3分の2を市が補助するので、本人負担は1割となります。もともと40歳未満は保険

適用が1人6回までという回数上限がありますので、年3回とすると2年チャレンジできますが上限30万円もかからないですし、必要額を3分の2補助することとしています。

(委員) 保険適用外になってもチャレンジする場合は、10割の3分の2を補助することになりますか。

(担当課) 保険適用外の治療については、補助は行いません。

(委員) 今年の4月から保険適用になって半年くらいたっていますが、一般不妊治療の申請は、実際に10%程度増えていますか。

(担当課) 現在の補助は当該年度に1回の交付としているため、まだほとんど申請されていないという状況です。

(委員) 実際に不妊治療している方は増えていますか。

(担当課) 産婦人科にかかっている方の件数はわかりません。

(委員) 申請数は、10%の増の見込みで足りますか。

(担当課) 一般不妊治療の交付件数が令和2年度の68件から3年度の108件と大幅に増えていますが、これは730万円までの所得制限を撤廃したことで40件増えました。このときの増加により、半田市民の不妊治療をされている方には認知されている制度と認識しており、10%の申請増で十分に見込みました。

(委員) 保険適用されると本人負担が格段に減るので、不妊治療をやってみようという人がさらに増えると思いますが、どうですか。

(担当課) 出産される方は不妊治療を終了し、また新たな方がチャレンジされるのでそんなに変わらないのではないかという見込みです。

(委員) 想定以上の件数が申請されたらどうするのですか。

(担当課) 補正予算等で対応します。

(委員) 市内の産婦人科に件数を確認するなど、令和4年度中の実績は確認できませんか。令和4年度から保険適用になってどれくらい増えているか実績を確認して根拠とした方がいいのではないのでしょうか。

(担当課) 不妊治療を行う産婦人科は限られていますので、例えば、昨年比で何パーセントくらい増えたかなど、問い合わせします。

【審査結果】 承認：A1（指示事項）

- ①不妊治療が健康保険適用となった令和4年度からの増加率を調査し、精査した増加率に基づき予算額計上を行うこと。

学校教育課 補助金－5 私立幼稚園特別教育事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、令和元年まで実施していた、私立幼稚園の運営を補助する私立幼稚園補助金を見直したものです。園が実施する独自の特別な事業に対し、市が幼児教育の振興に寄与すると認めた場合に、事業費の一部を補助することとしたものです。

現在、半田市においては、保育園、子ども園、公立の幼稚園、私立の幼稚園などが存在し、ニーズに応じて選べる保育・教育が一つの魅力となっています。市内公立幼稚園では、学習指導要領を重視し、めざす子ども像として「よく考え、自ら行動する子」や「人の話をよく聞き、自分の思いを言える子」など生きる力を育む教育を実践しています。一方、私立幼稚園では、独自の教育理念に基づき、英語教育や楽器演奏など多様化する保護者や時代のニーズに柔軟に対応した特色ある教育を実践しています。

本補助金は、公立幼稚園では、実施する可能性が低いが、保護者のニーズに応える特色ある教育を実施する場合に、事業費の2分の1を補助するものです。補助限度額の90万円は、事業の実施に際し概ね200万円程度が必要になると想定したうえで、令和元年度までの補助額を超えないよう設定したものです。90万円は、あくまで上限額です。

なお、昨年度、この補助金を承認いただく条件として「公立幼稚園の市民ニーズを踏まえた充実をセットで考えていくこと」と「経営が安定している私立幼稚園へ補助を行うことの意義を整理すること」とのご意見をいただいております。

一つ目の、「公立幼稚園の市民ニーズを踏まえた充実」につきましては、公立幼稚園が実施している教育内容に問題はなく、保護者のニーズにも合致していると考えられます。一方、給食がないこと、預かり時間が十分でないことが、保護者のニーズに合致していないと整理しています。そのため、給食については、令和7年4月から現在、設計中の新給食センターで作ったものを提供することとし、準備を進めています。また、預かりについては、来年度から、夏休み期間中の8月も預かれるよう、準備をすすめることとしました。

二つ目の、経営が安定している私立幼稚園へ補助を行うことの意義を整理については、私立幼稚園への補助は、経営を補助するものであってはならないこと、あくまで、急速に多様化する保護者のニーズに応えるために工夫され、半田市の幼児教育の振興に寄与すると認められたもののみを対象とすることとしました。

事前の御質問でいただきましたものについて、御説明をいたします。

まず、補助金で行った事業実績に関して、具体的なものがあればということでしたが、補助金は、令和4年度より創設したもので、近日中に、私立幼稚園より事業計画の正式な提出がされる予定です。

それから、補助金ありきではなく、私立幼稚園側の自助努力はどのようなことがなされてい

るかということですが、本補助金の目的として、公立私立それぞれの幼稚園が持つ強みを生かし、子供たちの、学びの幅を広げることにあります。したがって、補助金対象となる、特別教室は、私立幼稚園ならではのものであることを必須としています。補助金の支出に当たっては、特別教室の選定も含め、事業内容も精査する中で、適切な支出に努めてまいります。現在、各幼稚園とヒアリングや計画書の修正をしながら、最終的な補助対象となる事業や、補助対象となる経費を精査する作業を進めているところです。

次の御質問ですが、当初の収入、最終の収入額など、資料の事業収支一覧表におきまして、令和2年度の決算額が、昨年資料と今年資料で、数字が変わっていることはなぜかということです。

大変申し訳ございませんでした。資料の作成に誤りがございました。新しく差し替えて資料をつくりましたので、お願いいたします。

事業活動収支計算書を用いて、各幼稚園の繰越金を提示していますが、これまで、事業活動収入と支出の差額にて提示することとしていたため、今後は、事業活動以外の収支も含めた繰越額を提示するよう、別添のとおり改めました。

いずれにしましても、こちらの資料につきましては、幼稚園の経営の収支を示すものですが、本補助金につきましては、経営に対して補助するというものではなく、申請していただいた事業に対して補助するかどうかということですので、よろしくをお願いいたします。

【質 疑】

(委 員) この補助金に関わりがなかったら申し訳ありませんが、確認させてください。令和5年に青山に新しい私立幼稚園が開園するという話があったと思いますが、この園に係る補助金も、協議額に入っているのでしょうか。

(担当課) 青山に新しく開園するのは、私立保育園になりますので、本補助金とは関係ありません。

(委 員) 長根幼稚園の事業収支について教えてください。資料11ページの事業収支計算書の基本金組入額についてですが、予算時は0円と計上しながら、実績はマイナス6,100万円で計上されています。なぜでしょうか。

(担当課) 園の運営に対する補助金に関わる部分だと思いますが、そこにつきましては、愛知県が確認等を実施していますので、市では把握しておりません。

(委 員) 事前質問回答資料の7ページのつばさ幼稚園の決算書の教育活動収支差額の決算の欄が2,113万4,479円とあります。これが恐らく、民間の会社でいうところの営業利益になると思いますが、その場合、経営状態とすれば非常にいい状態に見えます。加えて、11ページの長根幼稚園の決算の

左側下から4行目、教育活動収支差額を見ると予算上はマイナス4,000万円ですが、決算としては1,400万円のプラスになっています。先程の基本金組入額6,000万円も、内部留保としてマイナス計上しただけで、赤字ではないと思います。完全黒字の会社に対してこの補助を行う必要があるのでしょうか。市からの補助金90万円を出す意義が少し不明確だと思います。

(担当課) 本補助金は、幼稚園の経営、運営を補助するような運営費補助の性質のものではありません。あくまで事業費補助ですので、補助金を受ける側の経営状態というよりも、実施してほしい事業に対して補助金を出すものです。長根幼稚園やつばさ幼稚園が実施した事業が市の意向に沿うものであれば補助金を支出するという考え方です。

(委員) それでは、この補助金を通じて特別教育事業を実施してほしいということですね、その点はわかりました。各幼稚園では既に様々な事業を実施していると思いますが、実施してほしい事業はどのようなものになるのでしょうか。今まで私立の幼稚園で実施していない事業を新たにお願したいということですか。

(担当課) 私立幼稚園は、独自の教育の考え方に基づいて、公立幼稚園では出来ないような特別教育事業を実施しているので、保護者にとっては幼稚園選びの選択肢の増加につながっていると考えます。そのため、各私立幼稚園で実施している特別教育事業をグレードアップして、より良いものにしてもらい、より一層、保護者のニーズに応えられるようになっていただきたいと考えています。

(委員) 様々な教育方針があり、保護者のニーズも色々だと思いますが、公立幼稚園に補助金を出して、特別教育事業を実施することはできませんか。

(担当課) 公立幼稚園では、特別教育事業を実施することより優先する教育があると考えているため、実施する考えはありません。

(委員) 現在、私立幼稚園が良いと思う保護者が多いため、私立幼稚園の児童数が増えていると思います。公立幼稚園でそうした事業が行われると希望者も増えるのではないですか。

(担当課) はい、私立が多いという点をご認識のとおりだと思います。親御さんが、公立幼稚園よりも、私立幼稚園を選ぶ傾向があるのは間違いありませんが、それは教育の中身で選んでいるということではなく、別に理由があると考えています。公立、私立幼稚園のそれぞれの教育の良さは、保護者の方も納得しています。どこで差がついているかという、公立幼稚園は給食がないこと、預かりの時間、期間が短いということなどが主な理由になっていると思います。加えて、私立幼稚園

はバスで送迎していますが、公立幼稚園は駐車できる台数が少ないため、できる限り車以外での送り迎えをお願いしています。以上の3点が、公立幼稚園の人気が下がってきている理由だと考えています。その3点については、公費を投入し改善していく予定です。まず、給食につきましては、令和7年度の4月から新給食センターで作る給食を公立幼稚園で出していきます。また、令和5年度からは夏休みの預かり保育を公立幼稚園で実施していきます。駐車場につきましても、一部の幼稚園に整備していく予定です。

(委員) この補助金は私立幼稚園だけを対象とした補助金とのことですが、申請された事業が公立幼稚園でも実施できるような事業であった場合は補助金を出しますか。

(担当課) 公立幼稚園で実施できるようなものについては補助金を出しません。公立幼稚園では実施できない、私立幼稚園のとても特徴的で先進的な取組について、経費を精査し、上限90万円で補助金を出していきます。

(委員) 幼稚園側の事業計画がどのように作成されるか教えてください。私立幼稚園は、半田市が予め実施してほしい内容を示した後に、これを踏まえて事業計画を作成しているのでしょうか。それとも、私立幼稚園が独自で事業計画をたて、後で市の補助対象となるものにだけ補助を申請しているのでしょうか。

(担当課) 各幼稚園は実施したい事業について計画書を作成しています。半田市が実施してほしい事業は、幼児教育の振興、特色ある教育、特別な教育等の少し抽象的なものになっていますので、各園で作成された事業計画等をヒアリングし、調整しながら実際のやり方や詳細を決めていきます。

(委員) この補助金の意図は英語や体操の特別事業に掛かる保護者の費用負担を軽減することだと思いましたが、合っていますか。

(担当課) 間接的にそうしたこともあるかと思いますが、市としては、特色ある幼児教育の実践事業に対して補助することで、園児の個性を伸ばす、或いは急速に変化する社会に対応した教育環境を提供できるなどの効果が期待できるものと考えています。

(委員) つばさ幼稚園の事業活動収支計算書の資料5ページと7ページの比較でいうと、5ページの事業活動収入の部の特別教室費が決算額で762万2,000円とあるものが、7ページでは0円になっています。長根幼稚園も、10ページでクラブ指導費がありますが、11ページでは、クラブ指導費は0円です。英語や体操の特別事業の保護者が負担する費用を軽減するための補助金という解釈をしたのですが、違いますか。

- (担当課) 特別教室費やクラブ指導費が0円になっているのは、半田市が補助金を出したからということではありません。愛知県の補助制度等が関わっていることが影響していると思います。
- (委員) 事前質問の回答で近日中に事業計画の提出がされるという話でしたが、ここで説明のあった事業計画とは、令和4年度のものということでしょうか。
- (担当課) はい、そのとおりです。本事業は、令和4年度から正式に開始しました。令和元年度までは主に園の運営を補助するため、同じ金額で補助金が出されていましたが、幼稚園の無償化等で園の運営を補助する必要はないのではないかという議論があり、補助金等判定会議におきまして、補助の必要がないとされました。加えて、補助金の考え方を見直し、制度設計をし直してくださいという話があり、一旦休止をしていましたので、令和2年度と令和3年度はこの補助金はありませんでしたが、令和4年度予算におきましては、園の運営を補助するためではなく、新しい考え方で計上しています。そのため、年度開始前から園と調整し、何に補助していくかをヒアリングしながら、調整を進めている最中なので、まだ実績もありません。
- (委員) 新たな特別教育への補助として今年度から開始されたものということではありますが、今年度の事業であれば、既に各園において実施されているものと思います。それが今頃になって事業計画として提出されるのはおかしいと思いますが、どうしてですか。
- (担当課) 提出された事業計画では補助金を出せない等の理由で差し戻しながら、ヒアリングや調整を続けているため、こうした状態となっています。ご指摘のとおり、つばさ幼稚園、長根幼稚園の2園とも特別教育事業は始めています。
- (委員) 既に開始している事業は、どのような事業ですか。
- (担当課) 例えば、体操教室では専門の講師を雇いまして、夏はプール、冬はサッカー、季節によっては雲梯や鉄棒を教えています。また、絵画の勉強や音楽の演奏等も専門の講師を雇って実施しています。
- (委員) これまでは、今説明していただいたような事業は実施していなかったということですか。
- (担当課) 体操、英語、音楽の教室は今までも実施していますが、その中身については、年々、進化しているので教えている内容が変わっています。ヒアリングの中で、今まで実施していたものと内容が変わらないものについては、補助対象として認めないこととしていますので、今までとは違う、新しく、進化している事業を補助対象としています。

- (委員) どのような事業に補助金を出すのかという基準を明確にした方がいいと思います。そうでなければ、各園もどのような事業をすればいいのかわからないと思います。
- (担当課) 今年度から開始ということもありまして、補助対象の線引きや調整ができていないため、10月になっても最終的な補助金の申請書が提出されていません。申し訳ございません。
- (委員) 基準等が明確になっていない最大の原因は、現在、特別教育の事業を実施していることではないでしょうか。年度当初に、今回の補助金は幼稚園の経営に対する補助ではなく、半田市が実施して欲しい特別教育事業に対する補助金ですという説明を各幼稚園にしたと思います。しかし、実施してほしい事業があるのであれば、年度当初に園にも伝えて、計画していくべきだと思います。今は、既に実施された事業に対して後で補助対象を決めて補助する形になってしまっており、これでは補助金として好ましくないと思います。こうした形ではなく、90万円の補助金を出すので公立幼稚園では実施できない事業を私立幼稚園で新たに実施してくださいという流れにさせていただきたいと思います。補助金を出す条件を設定し、条件を満たしている事業に対して補助金を支払うというスキームにすることはできないでしょうか。
- (委員) 良い事業なので、私立幼稚園には引き続き実施して欲しいものの、保護者の負担が多いので半田市として補助したいという考え方であれば今のままでも問題はないように思いますが、保護者の負担軽減のためということでもなく、先ほど説明のあった目的を掲げながら、既に実施した事業に対して補助金を出すとすると、不信感を持つと思います。補助金の考え方次第だと思いますが、まだ話を聞いている限り整理ができていないように思います。
- (担当課) そのとおりだと思います。本来、年度当初に事業計画を提出してもらう必要があったと思います。しかしながら、今回の事業は新規の補助金なので、予算の確定後にしか、各幼稚園に話が出来なかったため、開始が遅れております。今回、補助金の継続が認められるのであれば、令和5年度事業については令和4年度内に準備をして3月から開始することができると思います。今年度については、段取りが非常に悪く、5月にやっと動き始めたので、まだ事業計画等が提出されていないという状況になっています。
- (委員) 補助対象について教えてください。私立幼稚園は市外の子どもも通っていると思いますが、そこについては、何か整理が来ていますか。
- (担当課) 例えば、市内の保護者だけに限るのであれば、園への補助ではなく、保護者に何か補助を出すという補助金になったと思います。しかし、そうではなく、私立幼

稚園が特別教育事業を実施してくれるということに補助したいという考えがありましたので、半田市の子だけではなく、市外の子が特別教育を受けていたとしても、その特別教育の活動に対して補助するという整理になっています。

(委員) 普通、一般の保育時間が終わった後に、体育や英語の教室があり、参加した分の授業料を支払うシステムだと思いますが、半田市も同じですか。今の考え方と違いますが、保護者へ個別の支給をするとしても、このようなシステムであれば、個別支給にすることも仕組み上はできそうですね。

(担当課) 同じシステムではありますが、先ほどの説明のとおり、市の考え方としては、保護者に対して何でもいから補助金を出して負担軽減をしますということをやりたいわけではありません。少し経済的に余裕のある方が、私立幼稚園に通っていると思いますので、そこに補助金を支払うということの整理がつかまませんでした。そのため、各幼稚園の特色ある教育を応援したいという制度設計になっています。

(委員) その整理もいいと思いますが、見方を変えれば、つばさ幼稚園や長根幼稚園が半田市以外のところへ移転することを防止するために補助金を出しているようにも見えます。特別教育事業に対する補助金は、保護者に直接的な利益となっていないませんか。保護者から授業料をもらっているのであれば補助する必要がありますか。

(委員) この補助金は掛かった事業費の2分の1を補助するものなので、保護者が負担出来ない幼稚園の負担分の半分を補助するという考え方で合っていますか。赤字であっても半田市が目指す教育の重点目標を達成するためにやりたい事業があるので、赤字の事業費の半分以上を上限90万円を出してくださいということでしょうか。特別教育事業で掛かった経費を全額保護者から賄えれば補助は必要ないと思います。

(担当課) 全額保護者から徴収する事業であるか、半額だけ徴収する事業であるかということに関係はありません。半田市が私立幼稚園に求めることは、公立幼稚園では実施できない常に進化していく特別教育事業です。その事業を今後も実施していただくために、補助を出していくという考えです。

(委員) 公立幼稚園でできることを私立幼稚園でできるようにしたいのであれば、補助を出す意味は理解できます。しかし、今回の補助金は公立幼稚園ではできないことを私立幼稚園に実施してもらうために出すものですね。

(担当課) 公立幼稚園では出来ないことや重視しないようなことを実施しようとすれば、膨大な費用が掛かる恐れや、公立幼稚園の教育の理念に沿わない事業になる

可能性があります。しかし、公立幼稚園ではできない事業に対して保護者のニーズがあるため私立幼稚園で実施していただいています。

(委員) 特別教育の事業に掛かる経費は保護者が負担していますか。

(担当課) 負担しているかもしれませんが、保護者は費用が掛かるか関係なく特別教育事業に期待して私立幼稚園に子どもを通わせています。

(委員) 特別教育事業を実施した場合、市の補助事業ということを保護者へ周知していますか。私立幼稚園が独自で実施しているように思われるのではなく、市の補助事業であることを周知するつもりはありますか。

(担当課) そこまで考えてはいませんでしたが、保護者への周知は必要だと思います。

【審査結果】 承認：A2（承認条件）

- ①補助の対象となる事業内容を年度の当初に設定すること。
- ②補助金の充当先が保護者にも分かるように明示すること。

学校教育課 補助金－4 高等学校等入学準備補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、昨年度から新たに支給を開始したものです。高等学校等への就学に際しては、国や県の就学支援金制度により公立、私立を問わず、授業料などの軽減が図られています。しかし、高等学校等の入学時には、授業料以外にも保護者の費用負担は大きく、経済的な理由により就学困難な家庭に対しては、費用負担を軽減し、教育を受ける機会を確保する必要があると考えております。

対象者は、中学校卒業時に半田市就学援助制度の準要保護支給認定を受けている方、支給額は、生活保護の就学費等の補助額などを参考に、モデルケースとして市内の公立高等学校の教材費の2分の1程度である2万円としています。

なお、昨年度、この補助金に関するご審議をいただいた際には、支給時期を入学試験の可否に関わらず、高等学校等入学前の3月としていたことなどから、支給時期、支給方法、補助の趣旨を整理し、いまいちど、制度設計を行った上で、庁内委員審査会により、再度審査を受けることとし、保留となりました。

その後、入学準備金という補助の趣旨から、対象を高等学校等に入学したことを確認できた生徒の保護者として、それに伴い、支給時期を入学後の4月とする制度に変更しました。

庁内委員審査会におきましては、承認いただく条件として、高等学校等へ生徒の保護者にきちんと補助が行き渡るよう、学校等への周知に努めることとの意見をいただきましたので、対象となる全家庭に申請書などを配布し、対応しました。

事前に頂いたご質問に関しまして、昨年の会議資料では、3月に支給することを想定し、2学年分の費用を計上していましたが、本会のご意見を踏まえ、4月に新高校1年生へ支給することとしたため、今年度予算は1学年分の予算を計上しています。昨年度予算への計上はしていません。

【質 疑】

(委 員) 今年度1人当たり2万円を支給したと思いますが、支給した方からはどのような声がありましたか。

(担当課) 本補助金は、5月頃に交付対象者の口座に入学準備金を振り込んで終了ですので、支給した方たちの意見等を聞く機会はありません。

(委 員) 支給額2万円が妥当な金額かどうか分かりません。

(担当課) 2万円というのは、教材費の半分程度の金額です。市内の普通科の公立高校2校に対し、教材費としてどれくらいの費用が掛かるのかを調査し、概ねその費用の半分の金額である2万円に設定しています。

(委 員) 1年生の教材費ということは、例えば1年生から3年生まで使用する教科書等も費用の半額を補助するということですか。

(担当課) はい、1年生の教材の中には、1年生から3年生まで使うようなものもあるかもしれませんが、1年生の教材というよりは入学時に揃えなければならない教材が対象となります。

(委 員) 教材の中には教科書が入っていると思いますが、教科書は2年生、3年生で変わると思います。進級時に入学時と同じ金額が掛かると思いますが補助の対象にはならないですか。

(担当課) 進級時に補助金を交付する予定はありません。入学時が最も費用が掛かりますので、入学時に補助していくという考えです。

(委 員) 教科書以外に色々なものが必要であり、それらに掛かる費用は約4万円ということですか。

(担当課) 例えば、教材以外で揃えなければならないものとしては学生服や体操服等があり、その費用は10万円では足りないと思います。学生服等以外にも入学時には費用が数多く掛かることから、準用保護の家庭には経済的に厳しいだろうということで、入学時に入学準備金という形で支給する補助金です。

- (委員) 昨年の補助金判定会議のときには、教材等を用意するときにお金がないので、3月中の支給が必要という話があったと思います。今回、なぜ3月中の支給ではないのですか。3月以降の支給であれば、一旦は自分で用意しなければならなくなると思いますが、どのような考え方ですか。
- (担当課) 昨年、入学準備に費用が掛かるので、その準備に対して少しでも補助をしたいという考え方で3月に支給するとしていました。しかし、そうしますと高校に行かなかった子たちにも支給をすることになります。そこが矛盾しているという、御意見をいただきまして、高校に入学した子だけに支払えるように、4月以降の支給にしました。4月以降の支給にしますと、入学準備時に、お金が用意できないのではないかという懸念があると思います。しかし、入学準備には10万円、20万円が掛かりますので、補助金の2万円が直ちに支給されなければ入学できないということはありませんので、2万円の支給が年度を跨いで4月・5月になったとしても、影響はないと考えます。
- (委員) 2万円の補助がなくても入学準備ができるのであれば、補助がいらぬという話になりませんか。
- (担当課) 10万円、20万円使った後でも、2万円返ってくるというのは保護者にとっては大きなメリットだと思います。ただ、より良い補助にするためには、3月に20万円を支給することが必要だと考えます。
- (委員) 昨年の審査の段階では、制度設計が成り立っていなかったと思います。3月中に支給するのであれば、高校へ行かなかった場合返還してもらう等の条件設定をするという話ではなかったですか。
- (担当課) そのような議論もありましたが、2万円を支給した後に不合格となり、高校に進学できなかった子にお金を返納させるのは避けるべきだということで、高校に入学した証明を出すことができる4月に支給することになりました。
- (委員) 昨年の庁内審査ではどのような議論になりましたか。
- (委員) 確実に高校へ入学した人に支給するということになり、高校への入学を確認するために、例えば、3月の合格発表の証明を以って支給するという話もありましたが、合格発表を受けたとしても、入学しないケースもありますので、入学したことが確認できる4月に支給するという結果になりました。しかし、4月支給では入学準備期間中、保護者の金銭の工面が大変にならないかという懸念はありましたが、許容できる範囲だという結論になりました。
- (委員) 補助してあげなければならないところに、確実に支給されていますか。71ページの積算根拠の参考実績では対象準要保護認定者134人に対し申

請者 1 1 0 人に交付済となっておりますが、対象者に対して申請者が少ないのはどうのことですか。

(担当課) 対象者 1 3 4 人中、高校に入学し、申請をしていただいた方が 1 1 0 名ということになります。高校に入学したが、申請しなかった人がいるのではないかとこの話があるかと思いますが、申請しているかどうかの確認はしていません。

(委員) 制度の周知はどのように行っていますか。

(担当課) 中学校 3 年生時には、対象者が決まっているので、学校を通じて対象者へ通知、ホームページの掲載等で周知を行っています。また、3 学期の最後に学用品費の支給というものが、その支給をした際には、通知を各家庭に出すときに、制度案内と申請書を入れて、申請を促しています。そして、高校に合格した際には合格通知、あるいは、入学したことが分かるもの、例えば、入学金を払った領収書のコピーや入学のために買ったものの領収書等を申請時に添付して提出してくださいと案内しています。

(委員) 高校入学後に申請を出さなかった人は、本人の意思で申請しなかったということですか。

(担当課) 恐らくそうだと思います。

(委員) 入学準備金として 1 0 万円から 2 0 万円掛かってくると思いますが、補助金が 2 万円でもいいという根拠は何ですか。

(担当課) もちろん金額が多いにこしたことはないとは思っています。中学校に入学する際には、義務教育ということでほぼ満額の 6 万円ぐらい支給をしていますが、高校等につきましては義務教育ではないので、教材費の 2 分の 1 の 2 万円の補助になっています。補助をより多く出せばいいのですが、何のための補助かということ考えたときに、間違いなく必要なものは、教材費ということで費用の半分の 2 万円を補助しています。

(委員) 教材費にかかるとされている 4 万円の根拠は何ですか。

(担当課) 市内の公立高校をモデルケースとした場合に、教材費としてどれくらいの費用が掛かるのかを調査した結果です。

(委員) 先程、1 0 万円、2 0 万円入学準備に掛かると言っていましたが、どのようなものに掛かる費用ですか。

(担当課) 例えば、教材費ではない制服や体操服等に掛かると考えられます。

(委員) 補助対象は教材費だけですか。

(担当課) 教材費だけになりますので、支給額は実際に教材費に掛かる費用の 4 万円の半分の 2 万円にしています。入学準備には教材費以外にも費用がかかるもの

は多いと思いますが、本補助金では教材費の部分だけを補助対象にしました。

(委員) 教材費には教科書が含まれていますか。

(担当課) はい、含まれています。

(委員) 制服や体操服等は補助対象ではないということですか。

(担当課) はい、対象ではありません。

(委員) 制服や体操服等にはお金が掛かるとは思いますが、補助対象にはならないのはなぜですか。

(担当課) 高校は義務教育ではないため、補助対象を限定しています。

(委員) 補助対象を教科書とするのであれば、1年生だけではなく、2・3年生にも補助金を支給することはできませんか。

(担当課) 高校入学時が最もお金が掛かり、保護者の負担が大きいので、補助金を支給しています。そのため、高校2・3年生には補助金を支給する予定はありません。

(委員) 資料7 7ページの半田市高等学校等入学準備補助金交付要綱についてですが、交付対象者、第2条1項1号では、交付年度（高等学校等へ入学する年度）の前年度の2月1日時点（以下、基準日という。）において準要保護支給者認定を受けている者、2号では基準日において、市内に住所を有する者とありますので、3月に市外に引っ越した場合でも交付対象者になると思いますが、どのように考えていますか。

(担当課) 市外に転出した場合、交付対象者ではなくなります。

(委員) 要綱では、基準日の時点で半田市に住所があれば交付対象者であると読み取れます。

(担当課) 要綱の第2条1項1号の前の文章で、次の各号のいずれにも該当するものとするとしているため、1号の基準日時点で準要保護支給者認定を受けていることと、2号の基準日時点で市内に住所を有する者のどちらも満たしている人が対象者になります。

(委員) 中学3年生の3月に引っ越した人は、基準日の時点で半田市に住所があるので交付対象者になりませんか。

(担当課) はい、基準日時点で半田市に住所があれば交付対象者になります。

(委員) 入学時において市内に住所を有する者という条件ではないので、入学時に市内に住んでいない方も交付対象者になるということですね。

(担当課) はい、そのとおりです。

(委員) 入学時に市内に住んでいない方を交付対象者にしていることはよくないと思

ます。ただ、追跡することは難しいと思うので、要綱で入学日時点において、市内に住所を有するもの等に変更した方がいいと思います。

(担当課) 区域外就学というものがあり、卒業まであと少しのタイミングで引っ越した生徒は、半田市の中学校に通うことができるため、そういった生徒を対象とするため、現在の要綱にしています。

(委員) 3月に県外に引っ越したとしても、交付対象者になるということですか。

(担当課) 要綱上は交付対象者ということになります。

(委員) 引っ越した人でも交付対象者になるのであれば、補助金の趣旨から外れてしまうと思いますので、例えば、基準日を中学3年生の2月1日ではなく、入学日に変更してはいかがでしょうか。

(担当課) 基準日を入学日にした場合に何か問題がないかを確認します。問題がなければ、基準日を入学日に変更します。

【審査結果】 承認：A1（指示事項）

①要綱の支給対象者の基準日設定について精査をおこなうこと

秘書課 補助金－1 国際交流協会活動補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成6年度から半田市の国際化を推進し、市民の国際的視野の高揚、普及を図ることを目的として交付しています。

現在は、半田市において外国籍市民と日本人がともに安心して暮らせるようにするため、半田国際交流協会が行う、多文化共生事業、並びに在住外国人相談事業などに対して補助金を交付しています。外国籍市民の福祉向上、市民の国際理解の向上に寄与しており、継続して支援が必要と考えています。

補助対象事業は、外国籍市民の生活利便性向上のための100%補助事業と、市民の国際理解及び国際交流促進のための50%補助事業で、それぞれに対して必要な事業費を計上しており、協議額は引き続き430万円としております。

昨年、令和3年度の判定会議の承認条件として、補助金の積算根拠および事業費のチェック方法を明確にすることの指摘事項については、協会の新年度の事業計画や予算書を作成する運営委員会に出席するとともに、役員会にもオブザーバーとして参加させていただき、補助金の適正な執行につながるよう意見を述べさせていただいています。また、原則、

毎月開催される運営委員会において事業の実施状況の報告を受け、事業進捗状況の把握に努めています。監事による監査の際には秘書課職員が同席し、帳簿の確認に立ち会っております。

承認条件の2点目、国際交流協会が持つ2つの基金の内容については、過去の寄附金および過去の事業の売上金をそれぞれ基金として持っているものであり、特定の事業のための財源や、資金の積み立てを目的としていません。発生した利息を一般会計に繰り入れており、基金が増額することはありません。

半田国際交流協会は、平成14年度まで事務局を秘書課に置き、実質的に市主体で運営されてきたものを、平成15年度途中から、別組織として運営しています。

こうした経緯も踏まえ、令和5年度についても引き続き補助金を交付していただきますよう、お願いします。

【質 疑】

(委 員) 令和3年度半田国際交流協会事業報告書の日本語学習実習生の受講実績が示されていますが、外国籍で半田に居られる方が分母として何人いて、その中で参加している人が何人いますか。また、受講の際、会費を取っていると思いますが、会費があるがゆえに参加したいけれど、参加ができない人はいますか。

(担当課) 外国籍市民の人数は令和4年10月1日現在で4,493名となっております。微増傾向ですので令和3年度時点の外国籍市民はこれよりすこし少ない人数です。会費としてはテキスト代をお支払いいただいておりますが、このテキスト代を支払うことが困難で受講できないという意見はお伺いしていません。

(委 員) 令和3年度実績が延べ589人という事は、実人数は40～50人くらいですか。

(担当課) 今年度も日本語教室が10月から始まりますが、1クラスの定員が15名で4クラス行いますので、実人数では年間60名ほどの方に受けていただいております。

(委 員) 残りの4,400人ほどにはニーズがないということでしょうか。

(担当課) 他にもニーズはあると思いますが、半田市の傾向として、永住者や定住者、日本人の配偶者など、長期に住んでいる外国籍市民の方が増えてきており、こういう方は日本語をある程度習得済みのため、受講のニーズは少ないと思いますが、一方で技能生や研修生などの外国籍市民も増えてきていますので、そういった方々からのニーズはあると思います。

- (委員) ニーズの取りこぼしがなければいいと思います。受けたいけど受けられないという人がいないことが理想です。
- (担当課) 定員を超えても臨機応変に受けていただくようにしていますが、定員を超えた申し込みはないため、ニーズには十分応えられていると思います。
- (委員) この事業のPRは行っていますか。
- (担当課) 国際交流協会のホームページや外国籍市民のコミュニティで情報を共有しています。
- (委員) 令和4年度収支予算書の収入の部で、補助金の令和4年度予算額が440万円となっていて、内訳をみると令和4年度から愛知県国際交流協会の補助金がもらえるようになったということでしょうか。
- (担当課) 同一団体への補助を同一年度に一事業のみ行うという愛知県国際交流協会の補助金がございます。この補助金は2年連続ではもらえず、令和4年度は応募をして採択されると伺っています。
- (委員) 1年おきにももらえるということですか。
- (担当課) はい。このため、令和5年度は交付を受けられません。
- (委員) 半田市国際交流協会は、市以外に国や県など他の団体からも助成金をもらう手段がありますか。
- (担当課) 愛知県国際交流協会からだけだと思います。これも上限が10万円と決まっていますので、原資が限られてくると思います。
- (委員) 他に原資を得る手段は考えていますか。
- (担当課) 国際交流協会の収入の部に関しては、外国籍市民の方が増えていますので額が増えるに越したことはないと思います。今回の愛知県国際交流協会の補助金も国際交流協会が様々な情報を集めた中で今回応募し、採択されたものだと思います。
- (委員) 会費を払っている人が個人で200名いますが、実際に日本語教室に通っている人は会員ではありませんよね。
- (担当課) はい、会員ではありません。
- (委員) 日本語教室は、テキスト代はあるものの基本無料で受けていると思います。きちんとした日本語教室に通うと相当お金がかかるところ、無料で行っているのはありがたいことだとは思いますが。受講料無料という事もあり、講師もボランティア講師に頼っていると思いますが、ある程度受益者負担してもらいボランティア講師にも少し謝金を払えば講師も増えてくるのではないかと思いますか。

- (担当課) 日本語教室の生徒から受講料をとることを議論されたかは分かりませんが、市から受講料徴取の提案はできないのではないかと思います。
- (委員) 補助金が頭打ちでなかなか上がらない中、ボランティア講師の人数を増やすためには、財源をどこからか捻出できないかなと思います。また、国際交流活動が外国との交流から、現在は外国人との多文化共生にシフトされる中、市役所では多文化共生は市民協働課がおこなっていますが、国際交流協会と市民協働課の連携は上手くいっていますか。
- (担当課) 半田国際交流協会の役員に、国際交流事務を掌握する秘書課長と多文化共生事務を掌握する市民協働課長が運営委員として入っていますので、国際交流協会と市民協働課の情報共有はしっかりとできています。
- (委員) 半田国際交流協会事業内訳表にある補助金額の根拠を説明してください。
- (担当課) 各事業への補助金額は、各事業費の市事業分に、人件費等の管理費 3 3 6 万 8 千円を事業ごとの割合により振り分けしたものを足した金額を万円単位に切り上げています。
- (委員) この補助金は管理費と事業費を負担するようになっており、管理費を事業費に振っているとのことですが、事業への負担なのか団体全体への負担なのかどちらでしょうか。
- (担当課) 事業費は事業を行うために必要な消耗品費や通信運搬費などが含まれていますが、その事業を執り行うための人件費が発生しますので、市の事業の割合を定めて算出しています。管理費自体は 4 2 1 万円ですが、市の事業としてかかわってもらっているのは 8 0 %、協会のみ事業としては 2 0 %なので、市の事業分である 8 0 %も補助金の中で支払っていくべきということで 4 2 1 万円の 8 0 %である 3, 3 6 8, 0 0 0 円が補助対象となります。管理費を各事業の割合で割り振りし、各事業の補助金額を定めています。
- (委員) 支出の中身としては事業費ということですか。
- (担当課) はい、その通りです。
- (委員) 今の話で、補助すべきという市事業分の予算が 4 2 6 万 8 千円に対し、補助金合計は 4 3 0 万円となっていますが、この差は何ですか。
- (担当課) 端数調整をおこなっております。各事業を万円単位に切り上げています。
- (委員) 国際交流諸事業費で、徐州市に公式訪問とありますが、来年度は公式訪問をする予定という事ですか。2 2 万円でいけるのですか。
- (担当課) これは、訪問する際の通訳や送付書類の翻訳などをしていただく費用です。実際に国際交流協会から人を 1 人派遣していただく費用はここには含まれており

ません。

(委員) 来年度は行く予定ですか。相手国は受けて入れてくれますか。

(担当課) 来年は中国・徐州市との友好都市提携から30周年になるので、コロナ情勢の懸念が多分にありますが、相互の訪問を考えています。今年は、アメリカの姉妹都市への高校生の派遣も、年度当初に相手の状況を伺い1年延期をしたということもありますので、現在は徐州市と相互に訪問できるように調整しているところです。

(委員) 相手も半田市へ訪問する気はありますか。

(担当課) 令和5年10月にはんだ山車まつりがあるという情報は伝えております。

(委員) 半田国際交流協会事業内訳表について、協会予算の内訳の市事業分を見ると、歳入に対して歳出が32,000円少ない状態のため、補助金を払いきついています。後から切り上げて調整するのではなく、本当に必要な事業費額を精査して、実情に合わせて予算を立てるか、精査した結果が430万円以下となるなら補助金を減らすべきです。きちんと精査をしてください。

(担当課) はい、わかりました。

(委員) 成果指標の日本語教室に従事するボランティア講師の延べ人数ですが、令和2年度は900人目標で、令和3年度からは500人目標に修正されていますが、今後も500人程度と考えているということですか。

(担当課) 日本語教室の開催コマ数によって左右されます。令和2年度はコロナ禍で教室がなかなか実施できなかったため実績が少なく199人でした。一つの教室に対するボランティア講師の数を増やした方がよりマンツーマンに近い授業ができますので、増やしていこうと思っていますが、今の教室を行っているコマ数や講師の配分を考慮すると500人が妥当であると判断し、目標値として掲げました。

(委員) 講師の延べ人数は教室がたくさん開催されれば増えると思いますが、実人数はどれくらいでしょうか。

(担当課) 今現在は把握できていません。

(委員) 外国籍市民は地域的にも分散されていると思いますので、講師を増やしていくなら多くの場所で教室を開催し、住んでいる地域の方が講師となることできると思います。一人の講師が回数を重ねるのではなく、たくさんの方が講師ができるようになるのが大事だと思いますが、成果指標が延べ人数ではその成果が分かりづらいと思います。

【審査結果】 承認：A1（指示事項）

- ①日本語教室のPRを積極的におこなうこと。
- ②積算根拠の内訳を精査すること。

防災安全課 補助金－6 地震対策資機材等整備費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

現在、感震ブレーカー設置費補助事業と家具転倒防止器具取付事業の2つの事業を展開しています。このうち感震ブレーカー設置費補助事業について、市議会の事業評価にて、対象者と製品の選択制を拡大するよう提案を受け、見直しを行いました。また、家具転倒防止器具取付事業についても、今まで委託事業として対象世帯への器具の取付を無料で実施してきましたが、委託先である災害ボランティアコーディネーターの会（以降「V Cの会」）から、高齢化に伴い現行制度での事業の実施が難しいとの申し出があり、来年度に向けて制度の見直しを行うこととしていました。今まで感震ブレーカーについては職員が、家具転倒防止器具についてはV Cの会が取り付けを行っていましたが、2つの事業について対象者がほぼ同じであることもあり、2つの事業を合わせ、購入費及び取付費を補助対象とする制度へ切り替え、補助対象器具の幅も広げました。この補助金は、事業目的である、災害時における市民の生命と財産を守るということに寄与する事業であると考え提案いたします。

補助対象経費については、家具転倒防止器具は現在も対象となっている柱・壁・天井に取り付けるL字金具やベルト、チェーン式器具等に加え、新たに突っ張り棒や耐震マット、飛散防止フィルム等が対象となります。感震ブレーカーについても現在の対象は1種類ですが、2種類追加し、計3種類が対象となります。

補助対象者は市内在住及び市税を滞納していない世帯主とします。このうち、65歳以上の高齢者のみの世帯、心身障がい者のいる世帯、遺児を養育している世帯の世帯主は上限を1万円まで上げ、その他の世帯は上限3千円といたしました。この金額については周辺地域の同等の補助事業を行っている先進地を参考に設定いたしました。申請方法、手順については、資機材等の購入・取付を行っていただき、領収書等をあわせて補助金の交付申請を行っていただいた後、記載された振込先に入金いたします。

補助金等執行協議書の基本事項において、補助金の開始と終期が令和5年度となっております。これについては今までやってきたものの最後の集大成の一年と位置づけ、令和5年度の単年度事業で家具転倒防止器具と感震ブレーカーの設置への補助を終えたいと考

えております。令和5年度以降については、補助としては終了し、各市民で行っていただいている水や食糧の備蓄と同じように自助で努めていただきたいと考えており、PRもしていきます。協議額については、避難行動に時間を要する世帯を150世帯と見込み150万円、その他の世帯を100世帯と見込み30万円、合計180万円としております。説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 家具転倒防止器具等購入費補助金での予算書を見ると1万円支給世帯は対象が20世帯でしたが、今回の補助金では1万円支給世帯が150世帯になっていますが、この増加した理由を教えてください。

(担当課) 初めに提出した家具転倒防止器具等購入費補助金では、継続的に行う事業として令和5年開始、終期なしで考えておりました。今回感震ブレーカーも補助金の対象に入ること、これについては期限を切り、集中的にPRして必要なところに交付してくとの思いがありました。家具転倒防止も感震ブレーカーも地震の2次災害を防止するための内容でありますし、対象者もほぼ同じということもあり一緒にして考えたときに、この1年間で150世帯くらいの申請があるのではないかと考えました。150世帯とした根拠ですが、先進的に行っている稲沢市が事業を始めて今年で9年目を迎えますが、避難行動に時間を要する世帯からの過去の申請数が9年で124件ということでした。これを基に10年分まとめて申請がくると150世帯くらいであろうという見込みを立てました。また、その他の世帯は9年で86件の応募があったということでここから推定し、約100世帯分あればこの事業を1年で完了できると考え、この積算としました。

(委 員) 稲沢市の人口はどれくらいですか。

(担当課) 13万6千人で半田市と同規模です。

(委 員) 稲沢市が10年で行ったことを1年で行うには相当広報しないと達成できないと思いますが具体的にはどのように周知しますか。

(担当課) 感震ブレーカーについては数字が伸び悩んでいて、議会からはPR方法に問題があるのではないかとのご指摘がありました。このため令和4年度は中日新聞への委託により、新聞の折り込みチラシに入れるとともに、新聞を取っていない家庭へはチラシを直接ポストインしてもらいました。また、10月1日号の市報でも広報しました。感震ブレーカーについては、防災上で延焼地域に設定されている区域に再度11月1日にチラシをポストインする予定としています。

- (委員) 取り付けは誰が行うのでしょうか。
- (担当課) 今までは家具の転倒防止はV Cの会にやっていただいた経緯がございます。感震ブレーカーについては市の職員が取り付けを行ってきました。今回は補助額を増額し、取り付け費用も補助対象経費としていますので、例えばシルバー人材センターや大工、電気施工工事者などに設置を依頼していただける内容としています。
- (委員) 取り付け費は実費用の何%までと決まっていますか。
- (担当課) 特に割合はなく、補助対象経費である取付費用と購入費あわせた金額の2分の1の金額を補助する予定で考えています。上限額としては、65歳以上の高齢者のみの世帯などへは上限1万円、一般世帯については上限3,000円です。
- (委員) 添付されているチラシが申込用紙ですか。
- (担当課) これは、現在行っている家具転倒防止のチラシと感震ブレーカーの募集のチラシです。対象になる方がほぼ一緒という事と家具転倒防止が今までどのようなものを対象としていたかの参考に添付しました。今までの内容と比較して、今回の事業で家具転倒防止機材も多様なものが対象になりますし、感震ブレーカーも今まで一つの種類しか対象にならなかったものが複数種類対象になったと告示できたらと思い添付しました。
- (委員) 交付要綱を見ると、過去にこの要綱による補助を受けたものは対象外となっていますが、前事業で前要綱に基づき補助を受けた方はまた補助を受けることができるということですか。
- (担当課) できます。家具転倒防止については、今回突っ張り棒など補助対象の選択肢が広がるため、改めて家具の転倒防止をしていただきたいためです。感震ブレーカーについては、この補助が始まったのが平成28年であり、当初のものは簡易的な仕組みで耐用年数が10年もたないということや、今回選べる種類も増えるため、買替や更新をしていただきたいと考えており、前事業で補助を受けた方も対象としました。
- (委員) 対象外となる条件に市税を滞納している者とありますが、これは国民健康保険料なども含まれますか。
- (担当課) はい、市税や国民健康保険料など全て確認し、滞納がある方は対象外としています。
- (委員) 感震ブレーカーは、業者でないと取り付けができないということですが、半田市の指定業者がありますか。ホームページ等で確認できますか。

(担当課) 自分でつけることができるものと工事店でないとつけられないものがあります。電気工事店であればつけることができますし、工事店は限定しておりません。

(委員) 例えばこの補助を利用し、4月にL字金具を付けて、10月に感震ブレーカーを付けることは可能ですか。

(担当課) できません。

(委員) 合計が1万円になっていなくても使えませんか。

(担当課) 一回のみの補助となります。

(委員) そこをきちんと広報してください。

(担当課) 今年度限りで1回限りということを広報させていただきます。

【審査結果】 承認：A1（指示事項なし）